令和７年第２回野洲市議会定例会会議録

招集年月日　　令和７年３月６日

招集場所　　野洲市役所議場

出席議員

１番	村田　弘行	２番	小菅　康子
３番	田中　陽介	４番	山本　　剛
５番	木下　伸一	６番	津村　俊二
７番	東郷　克己	８番	山﨑　敦志
９番	石川　恵美	１０番	服部　嘉雄
１１番	奥山文市郎	１２番	橋　　俊明
１３番	岩井智惠子	１４番	鈴木　市朗
１５番	山﨑　有子	１６番	稲垣　誠亮
１７番	荒川　泰宏		

欠席議員　　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本　直樹	教育長	北脇　泰久
病院事業管理者	前川　　聡	政策調整部長	布施　篤志
総務部長	川尻　康治	市民部長	中塚　誠治
健康福祉部長	井出　徹哉	健康福祉部政策監（高齢者・子育て支援担当）	井狩　昭彦
市立野洲病院事務部長（地域医療政策担当政策監）	駒井　文昭	都市建設部長	岡崎　慎一
環境経済部長	西村　拓巳	教育部長	田中　明美
上下水道事業所長	飯田　貴史	政策調整部次長	小池　秀明
総務部次長	井狩　　勝	総務課長	山本　定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	北脇　康久	事務局次長	辻　　昭典
書記	辻　　義幸	書記	舩橋　潤子

議事日程

諸般の報告

第１　会議録署名議員の指名

第２　一般質問

開議　　午前９時００分

議事の経過

（再開）

○議長（山本　剛）　（午前９時００分）　皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者が来られており、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は１７人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文章のとおりであります。

（日程第１）

○議長（山本　剛）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、第１４番、鈴木市朗議員、第１５番、山﨑有子議員を指名いたします。

（日程第２）

○議長（山本　剛）　日程第２、昨日に引き続き、一般質問を行います。発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう願います。

それでは、通告第６号、第２番、小菅康子議員。

小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　皆さん、おはようございます。第２番、日本共産党、小菅康子です。本日のトップバッターということで、大変緊張しています。よろしくお願いします。

今回は、私は、３項目について質問をさせていただきます。

まず、１点目に、訪問介護事業について質問させていただきます。この質問は、令和６年度２月の定例議会でも質問させていただきましたが、その後の経過も踏まえ、改めて質問

をさせていただきます。

介護保険制度は、今年、２０００年４月の制度開始から２５年を迎えます。介護保険が始まったときには、それまで特に女性の家族が担ってきた介護の負担を介護の社会化によって解消するという理念に多くの国民が期待を寄せました。しかし、度重なる保険料、利用料の値上げや、要支援者の保険給付外しなど、度重なる制度の改悪が行われ、保険あって介護なしになりかねない懸念も生まれています。

そんな中、国は昨年４月から訪問介護の基本報酬の引き下げを行いました。この介護報酬の引き下げは、特に小規模の訪問介護事業者にとって大変な状況を引き起こしています。経営が苦しい介護業界の中でも、特に訪問介護の経営が苦しいのは現場の実感だからです。ヘルパーを募集しても集まらず、人員不足や、また、急激な物価高騰に加えて、訪問介護事業は利用者宅を一軒一軒回るため、ガソリン代の高騰も直撃しています。訪問介護事業は、高齢者が地域で長く生活を続けていく上ではなくてはならない事業です。しかし、昨年４月の基本報酬引き下げ後、全国では事業所の廃止が急増しており、今年の１月現在、半年前に比べて５７９か所も減っています。こういう実態がある中で、本市の訪問介護事業について質問をします。

１問目です。昨年４月の基本報酬引き下げ以降、本市の訪問介護事業所の実態について調査をされているのか、お聞きします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、皆さん、おはようございます。

それでは、小菅議員の１問目の訪問介護事業につきましての実態調査につきまして、ご回答をさせていただきます。訪問介護事業の指定権者につきましては滋賀県でございまして、運営や経営状況等の届出先につきましても滋賀県となっていることから、本市では、訪問介護事業者に対して特段の調査は実施をしていないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　ただいま、県の事業であるということで調査は行っていないという返答でしたけれども、今回の基本報酬引き下げは、本当に市内の訪問介護事業所にとっては大きな打撃となっています。そういう状況を市としてやはり把握することは必要ではないかと思うのですが、見解をお願いします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　小菅議員の再質問について、お答えをさせていただきます。担当部署では、県のほうに実態につきまして、実際のところ、問い合わせのほうをさせてはいただいております。その中では、県さんのほうでは特に把握はしていないというような状況でございました。また、市のほうへ直接訪問介護事業者様のほうから、そういったご意見は、実際のところは届いていないのが現状でございます。ただ、介護現場全体でございますけれども、人材不足等につきましては、先ほど申し上げました訪問介護事業に限らず、介護サービス事業全体といたしまして、運営協議会等で人材不足については、議題として協議のほうをさせていただいているというような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　では、市としては、今後も調査をするということはないということでよろしいでしょうか。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　小菅議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。いわゆる公式な調査というのは、具体には考えてはいないところではございますが、こういった介護業界非常に厳しい状況でございますので、注視のほうはしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　では、２問目に行きます。このまま野洲市でも訪問介護事業所の経営が困難になるような事態が進めば、事業所のみならず、野洲市の介護保険事業計画を計画どおり実施すること自体が困難になるのではないかと思いますが、どのような認識なのかお聞きします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、２点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。計画にも記載をしております、地域包括ケアシステムの展開におきまして、訪問介護事業が担う役割につきましては、重要であるというふうに認識をさせていただいているところでございます。訪問介護事業が健全な運営状況を保ち、持続可能な事業であることが必要であるというふうにも考えているところでございます。

なお、市内の事業所におきましては、ここ数年間、廃止された事業所はないというふう

に聞いているところでございます。また、訪問介護サービスの利用状況につきましては、昨年度と比較いたしまして、今年度は利用者数、給付費ともに増加傾向でございまして、第９期の計画の想定の範囲内であるものと認識をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　ただいまは、廃止された事業所はない、また、利用者数、給付も上昇しており、９期の計画が計画どおりに進んでいるという認識であるということでしたが、再質問をさせていただきます。

訪問介護事業が給付費も伸びているという認識ということでしたが、この本市でも、例えばサービスつき高齢者住宅、運営をされていますが、そういう集合住宅、１つの建物の中にお住みの要介護者のお宅をヘルパーさんが回られるのと、地域を一軒一軒回って介護をされるということでは、当然収入も経費も違ってくると思います。全体、訪問介護事業全体を捉えたら伸びているという認識かもしれませんが、しかし、そこら辺はやはりきめ細やかに実態を、どういうんですか、実態を知るべきではないかと思うんですが、見解をお願いします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、小菅議員の再質問についてお答えをさせていただきます。もちろん訪問介護事業者さんの実態については、お声を真摯に受け止めさせていただきながら、市として、その辺は分析をさせていただきたいなというふうには思っているところでございます。

ただ、冒頭の第１問目でもお答えをさせていただいたとおり、指定権者は滋賀県でございます。訪問介護事業そのものの制度につきましては、国のほうで制度設計をしていただいているところでございます。ですので、そういったところについては、しっかりと国のほうも認識をしていただくような形で、制度設計のほうを改めるなり、改正していただくなり、その辺はしっかり現場の声を聞いていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　県の指定権者であるということですが、どういうんですか、もっ

と市が実態把握をされることが必要だと思います。

そこで、すいません、問３です。厚労省自身の調査では、訪問介護事業所の約４割が２０２２年度以降３年連続で赤字であるとしています。そんな中、介護報酬の改定が行われたわけですが、介護事業の全体では１．５９％の引き上げでしたが、しかし、訪問介護だけは報酬の引き下げが行われました。しかも、引き下げ率は２％から３％で、過去最大となっています。訪問介護事業所が地域の訪問介護サービスに責任を持てなくなるような経営となれば、在宅介護に大きな影響が出ます。このまま在宅介護がかなわず、在宅放置を招きかねない問題もあると思います。認識をお聞きします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、３点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。令和６年度介護報酬改定につきましては、訪問介護事業の報酬約２％の引き下げとあわせまして、介護職員等の処遇改善加算についても見直しをされたところでございます。このことから、一律に減額されたとは言えないまでも、訪問介護事業の運営において少なからず影響があるものと認識をさせていただいているところではございます。

こういった状況の中で、国におきましては、令和６年１１月２２日に閣議決定されました、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を受け、賃上げに向けた取り組み等に必要な緊急措置といたしまして、介護職員１人当たり５万４，０００円相当の補助金の交付事業を令和６年度補正予算で実施される他、訪問介護事業への支援といたしまして、令和７年度に予定されておりました訪問介護の提供体制の確保のための支援事業を前倒しして実施されるなどの対策が講じられているところでございます。

市におきましては、これらの事業に関する情報周知を図るとともに、訪問介護事業所の運営状況を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　再質問をさせていただきます。今、国の補正予算で、一時金として、正介護職員１人当たりに５万４，０００円が支給されるということが決まったということがありました。ただ、それはやはり一過性のものでありまして、基本的には、この介護報酬引き下げは、令和８年度の、取りあえずは第９期まではそれが続いていくわけで、そういう意味では、こういう、全然効果がないとか、そういうふうには思わないんですけれども、やはり根本的には介護報酬、基本報酬の引き上げを求めるべきやと思いますが、見

解をお願いします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。現在、国のほうでも、今の訪問介護事業に係る報酬改定に伴った減額といいますか、マイナス改定について、現場のほうの状況を確認しつつ、先ほど申し上げた、一時金になるかもわかりませんけれども、そういった手当てをされているというふうに承知をさせていただいているところでございます。また、国のほうでは、各政党さんのほうから、国に対して、要望もされているようにも聞いているところでございます。

そもそも、先ほどから申し上げたとおり、国の制度で運営をさせていただいているところではございます。方針については、国のほうで定められたものでございますので、そういった国の動きをまずもって注視をさせていただきたいというふうに考えているところでございますので、そういった動きもあるということでございますので、まずはそれを見定めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　再々質問をさせていただきます。この介護報酬引き下げというのは本当に大変な状況なのです。私も市内のある訪問介護事業所、小規模です、に実態をお聞きしました。今回の訪問介護の報酬引き下げは、先ほども言いましたように、サービスつき高齢者住宅のような１人のヘルパーさんが同じ訪問先で何軒も訪問できる場合と、地域を一軒一軒訪問する事業所を同じように扱って、報酬引き下げとしていることに問題がある。報酬引き下げから収入が減っている。経営は赤字にならないようにすることで精いっぱいだと言われています。何を削るのか。結局サービスを減らすのか、お給料を減らすのか、人を減らすのか。とどのつまり、ヘルパーさんは集まらなくなり、事業所は閉めざるを得なくなる。今は介護を必要とされている方がおられるから、使命感で続けているが、こういう状態が続けば閉めざるを得ないと思っているとおっしゃっています。市や県にはもっと事業所の実態を知ってもらいたいと言われています。こういう切実な声をお聞きしています。このような実態について、再度認識をお聞きします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　小菅議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。訪問介護事業所のみならず、介護事業所全般にわたりまして、非常に厳しい状況だ

というふうに認識をさせていただいているところでございます。報酬しかり、人材しかりでございます。こういった、いわゆる負のスパイラルに入っている状況ではないかなというふうに感じているところでございます。

そういった中で、国のほうも、早いか遅いかこれは別としまして、そういった状況を認識しつつあるのではないかなというふうには思っているところでございます。先ほど申し上げたような形で、動きも取っていただいているのかなというふうに思っているところでございますし、そういった動きを改めて、同様の答弁にはなりますけれども、注視をさせていただきたいというふうに思っておりますし、本市もそういった、いわゆる介護事業全体にわたって非常に厳しいというようなところは認識をさせていただいているところでございます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　４問目です。今、事業者の声、実態を紹介させていただきましたが、それでなくてもこの異常な物価高騰で経営圧迫をされています。加えて、報酬引き下げでダブルパンチです。特に燃料代への支援を希望されている事業所が多いです。今年度、地方創生臨時交付金を活用して、介護事業所への燃料代等の補助制度を行っていただきましたけれども、次年度も継続的な支援が必要と考えますが、市の考えをお聞きします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、４点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。来年度の物価高騰の補助金についてでございますけれども、物価の状況等を勘案させていただきながら、必要に応じて検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　前向きに検討していただけるということで、よろしいでしょうか。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　小菅議員の再質問についてお答えをさせていただきます。同じような答弁になるかもわからないですけれども、物価状況等を勘案させていただきながら、必要に応じて検討はしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解

いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　５点目に行きます。訪問介護事業所は、だけではないのですが、恒常的な人手不足で経営を厳しくしているとお聞きします。ヘルパーさんの賃金は全産業の平均賃金から６万円も低いという調査もあります。ヘルパーさんは、在宅介護の要ですが、若者の仕事として選んでもらえる報酬ではなく、事業所は経営に大変苦慮をされています。訪問介護事業所だけではない、もう介護事業所全般ですけれども、市として介護人材の確保策をどのように考えておられるのか、お聞きします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、５点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。介護人材の不足につきましては、本市だけではなく、全国的な大きな課題であるというふうに認識をさせていただいているところでございます。

そうした中、地域で対応できるものといたしまして、本市では、介護の仕事に就職をしていただくことを目的に、介護が楽しく学べる基礎講座や、あるいは、介護に関する入門的研修を毎年、実施をさせていただいているところでございます。

また、湖南４市と滋賀県南部介護サービス事業者協議会とが、共同で人材確保に関する事業を毎年、実施をさせていただいているところでございます。

加えまして、今年度、新たな取り組みといたしまして、介護人材の他業種への流出抑制を図ることを目的に、県の補助金を活用させていただきながら、介護福祉人材育成定着研修を実施し、延べ７４名の方に受講をいただいたところでございます。また、入所、入居の事業所と人材確保に向けまして、本市に必要な施策について、話合い、協議のほうを進めさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　市としていろんな事業をしていただいているということを理解しました。

そこで、再質問です。そこでお聞きしますが、今、基礎講座であったり入門的研修というのを行っていただいているということですけれども、また、今年も予算計上をされていますけれども、実績として、年何回行われているのか。それと実際に就労につながった方がおられるのかどうか、お聞きします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　小菅議員の再質問についてお答えをさせていただきます。今、基礎講座であったり、あるいは入門研修についてでございますけれども、数値的なものはちょっと持ち合わせがございませんので申し上げることはできませんけれども、有意義な研修であったというふうなことでは聞いているところでございます。

なお、先ほど申し上げました介護福祉人材育成定着研修につきましては、５回の講座を開催させていただきまして、申し上げました７４名の方が参加をしていただいたというところでございます。８月に１回、９月、各月に１２月まで１回ずつ、実施をさせていただいたというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　６問目に行きます。最後に市長にお聞きします。このままでは、先ほどから述べていますように、訪問介護サービス事業は、事業者にとっても、市自身の介護保険事業計画から見ても、現状のままでいいとは思いません。訪問介護の基本報酬再引き上げを国に求めることが必要と考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。小菅議員からいただきました訪問介護報酬の再度の引き上げについて国に求めることのご質問についてお答えしたいと思います。昨年１１月に全国市長会から国に対しまして、報酬改定の影響を十分に検証し、訪問介護サービスの実態に即した抜本的な見直しなど必要な措置を講じることなど、介護保険制度の充実強化に関する要請を既に行っております。また、国におきましては、３点目の質問で、政策監からお答えさせていただきましたとおり、国から一定の支援策を講じられておりますことから、このようなことから本市から改めて国に対しての要望等は考えてはございません。

以上です。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　ありがとうございます。市長会から要請をいただいているということで、市から国に求めるということは考えはないということですが、再度市長にお聞きをします。新潟県の村上市というところに高橋国吉市長という方おられますが、この市長がこの訪問介護報酬引き下げが行われたことにより、市長自身が担当課に市内の事業所

は大丈夫かとして、アンケートの実施を指示しています。回答では、もう経営が大変になっている、もうやっていけないという切実な声が寄せられていたそうです。これにより、市長は、このままでは、市内訪問介護事業の危機として、市単独の補助を決意されました。当初は市長も、国が減らした介護報酬を自治体が上乗せしてもいいのか迷ったとも言われています。しかし、地域の訪問介護事業を守らなければとして、補助実施を決断されました。補助の基本は引き下げ前と引き下げ後の差額分を基本として、財源は、介護保険給付等準備基金であります。本市においても、訪問介護事業を守るためにも補助の実施を考えていただきたいと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、小菅議員の市単独での対応についてのご質問についてお答えしたいというふうに思います。さきの政策監の答弁の中にもございましたが、訪問事業のみならず、高齢福祉それから介護事業の分野についての非常に厳しい状況というものにつきましては、私も認識をさせていただいております。しかし、このことは本市に限ったことではなくて、全国的な状況であるというふうに考えておるところでございまして、したがいまして、本来的に市の独自の施策として対応すべきことではないというふうに私は判断をさせていただいております。

　こういった状況は既に国のほうでも把握されているというふうに考えておりますので、支援策も含めまして、国のほうでしかるべき対応がなされるということを期待したいと、このように考えております。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　最後に１点だけ。補助の実施は難しいということですが、もう今、ずっと述べてきましたように、訪問介護事業というのは、本当に在宅の高齢者の生活を支えていただく重要な事業です。さきにお話を聞かせていただきました事業所の責任者ですけれども、本当にいつ閉めざるを得ないかしれない状況だと話されています。事業所が１つ消えると、この野洲市にとっては本当に大きな損失になります。貴重な介護資源を守るためにも、ぜひ検討いただきたいと思いますが、見解をお願いします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、ご質問にお答えしたいと思っております。おっしゃるような趣旨はよく分かっております。この訪問介護事業所、市の貴重な、いわゆるインフラになると思っておりまして、大事だということも分かっておりますが、ただ国、地方、それぞ

れ役割分担もある中で、むやみに市のほうが単独というものはいささか慎重に考えざるを得ないというふうに思っておりますので、引き続き今回は市長会での要望ということでございましたが、機会あるごとに、国のほうにもしかるべき対応をしていただくということで、市は市の役割を果たしたいと、このように考えているところでございます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　では、次の質問に移ります。特別支援学校養護学校の大規模化解消と、既存学校の改善について質問をします。滋賀県教育委員会は、生徒数４００人を超える草津と野洲養護学校の大規模化を解消するために、守山市金森地先に新たな養護学校を新設する計画を進めています。

しかし、それで問題が解決するかどうか、するでしょうか。保護者や教職員らが運動を進めている滋賀の障害児教育をよくする会は、去る２月６日に滋賀県に対して新設１校では足りないと、１万３，０００筆超える署名を県教委に届けて拡充を求めています。私どもの日本共産党滋賀県地方議員団も、去る２月４日、野洲養護学校をはじめ、県下４校を視察し、学校から実情をお聞きし、また、去る２月１０日には、地方議員団で文部科学省に直接改善を求めてきました。

今回の文科省との直接交渉では、新たに交付された特別支援学校の設置基準は、新設校には適用されるものの、既存校は努力義務となっているため、大規模化の実態は全く改善をしていない。ですから、努力義務ではなく、既存校にも適用するように指導してほしいと求めました。

４校の調査ですが、増築場所がなく、グラウンドに増築校舎を建設したり、グラウンドが教職員の駐車場として使われていたり、普通教室が足りないために特別教室を転用するなどの実態があります。本市の野洲養護学校では、今年度４２１人の生徒で、県下最大のマンモス校となっており、向こう２、３年もさらに増加するという見込みです。学校長さんからは、メリットを探すのが難しいと改善を求める強い声が寄せられました。

このように、異常な教育環境自体が常態化しています。さらに、医療的ケアが必要な児童のうち、保護者が送迎しなければ教育を受ける権利が保障されないという子どもたちが県下全体で約９０名おられます。スクールバスに乗車できない子どもたちです。県は市町と共同で福祉的支援として、年間１２回の送迎を実施していますが、往復利用をしたら年間で僅か６日間しか支援できていないのが実態です。

そこで質問をさせていただきます。以上、実態を申し上げましたが、本市からも多くの

児童生徒が通学をしている養護学校ですが、このような実態についてどのような認識をお持ちなのかお聞きします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　議員の皆さん、おはようございます。それでは、小菅議員の１点目のご質問にお答えをいたします。特別支援学校は通学区域が決められており、本市からは野洲養護学校に多くの児童生徒が通っています。野洲養護学校は、栗東市、守山市、近江八幡市、竜王町、野洲市と５つの市町から通学しており、年々児童生徒数が増加し続けていることは把握しております。特に一人ひとりに丁寧な支援が必要とされる養護学校において児童生徒数が増加し過ぎることは、個別のニーズに合わせた環境を提供するのが難しくなるなどの影響があると考えます。よって、今後守山市に養護学校が新設されることにより、現在の設置基準に近い教育環境が確保されることが望ましいことだと考えております。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　ありがとうございます。教育長がおっしゃっていただきましたように、本当に障がい児の個別ニーズを本当に考えると、本当にもっと整った環境が必要だと私も思います。

そこで２問目です。この問題の基本は、そもそも特別支援学校に小中学校には当然定められていた設置基準がなかったことにあります。この間、全国的な保護者や教職員の運動、また、国会での論戦で文科省はついに２０２２年４月に特別支援学校にも設置基準を定め、重い扉を動かしました。しかし、問題は、先ほども言いましたように設置基準の適用が既存校には対象ではないということです。県の教育委員会は、昨年３月に滋賀県立特別支援学校教育環境整備方針を策定して、４００人を超える草津と野洲養護学校は分離新設するという方針を出しました。

しかし、今、新たに問題になっているのは、この整備方針で今後の生徒数の伸びを予測していますが、新年度はこの予測値を上回る学校が相次いでいることです。草津、野洲のエリアに新設校ができても、開校時から大規模校になる可能性があります。１０日の文科省の交渉でこうした実態を訴えて既存校にも設置基準を適用するように、文科省から再度指導すべきと求めましたが、応対した文科省の担当者は、既存校についても設置基準は適用されると述べ、仮に増築する場合は、増築部分も含めて設置基準を適用すべきと回答をいただきました。

どの子らにも行き届いた教育を保障するために、全県的な視野で特別支援学校を見直し、

整備することが求められると思います。設置基準には上限規定がないなど問題がありますけれども、全体計画を見直しすることなくして、この学校の大規模化は解消されないと思いますが、認識をお聞きします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　それでは、２点目のご質問にお答えをします。特別支援学校の設置基準が文部科学省より示され、それを基に、滋賀県教育委員会においても特別支援学校教育環境整備方針が示されたことについては、必要なことであり、今後基準を基にした設置運営がされることが望ましいことであると考えます。教育環境を整える上で、設置基準は既存校にも適用されるべきと考えますが、文部科学省の通知に設置基準策定以前に設置された学校については、可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めることとありますので、児童生徒数や施設の状況などの現状を踏まえつつ、順次整備が進み、平準化されるものと考えています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　再質問です。既存校は努力義務なんです。だから、いつまで経っても改善しない。その点をやっぱり改善していかないと、いつまで経っても大規模校はそのままであるということだと思いますが、認識を伺います。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　今、議員のほうがおっしゃったとおり、その指摘は当たっているというふうに思います。ただ、県のほうでも、先ほども議員のほうからも出てきましたけども、特別支援学校の教育環境の整備方針というのが示されていますので、その旨が順次、実行されていくだろうというふうな認識を持っております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　３問目に行きます。次に、児童生徒の通学で医療的ケアが必要で、保護者が送迎しなければ教育を受ける権利が保障されないという子どもたち、県下で約９０人おられます。スクールバスに乗車できない子どもです。先ほども言いましたけれども、福祉的支援として年１２回の送迎を実施されています。しかし、年間で僅か６日間の支援でしかありません。このような実態で子どもたちの安全・安心な通学が保障できるのか。この実態への認識をお聞きします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　それでは、３点目のご質問にお答えをします。医療的ケアの必要な児童生徒が、スクールバスではなく保護者による送迎で通学している実態があることは把握しております。

通学方法に関しては、就学前に保護者からの希望を聞き取り、養護学校と保護者で協議して決定されていますので、個別の事情について市教委で把握することはできません。現在、医療的ケア児童生徒の送迎に関しては、保護者支援事業として、県の委託に基づき市が実施しており、児童生徒１人につき年１２回を上限に支援することができます。この支援は福祉的支援の一環として取り組んでいますので、看護師送迎となっており、市町の福祉部局が窓口となり、対応しています。今後も福祉部局と連携して支援について考えていきます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　今、福祉部局と検討しながら考えていきたいという前向きな回答いただきました。再度ちょっと質問させていただきます。野洲市から、医療的ケアが必要で、保護者が送迎をされている児童生徒の人数は、今年は２人で、来年度は３人おられるとお聞きしています。基本的に年間僅か１２回の送迎支援で、回数も問題なんですけれども、私は現行の支援が福祉的支援になっているということにあると思います。根本的には教育を受ける権利の問題だと思っています。保護者が例えば病気になられて学校への送迎ができないと、子どもさんは元気でも学校に行くことができません。これは教育を受ける権利が奪われているということです。こういう状況、先ほど、前向きに考えていただけるということですが、制度改善すべきと考えますが、見解をお願いします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　今、議員のほうがおっしゃっていただいたところ、確かにそういう部分もあるかなというふうにも思いますが、直接、なかなか市でございますので、県の特に教育環境整備方針等々においては、その進捗を注視しているというふうな状況でもありますので、この辺のところも含めて、状況というものがどうなっていくのかということをもう少し詳しく検討もしてまいりたいなと思いますし、必要があれば、また、その都度申入れなんかもしていくのも必要かなというふうにも思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　福祉部局のほうから、今の再質問に関しましてお答えさせていただきます。令和６年９月に市長会要望としまして、県の教育委員会に対しまして、医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援ということで、現行の県制度が年間１２回であるため、利用回数や発着場所の制限なく利用できるよう見直しを願いたいということで、要望しているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　県教委のほうに見直しを要望していただいているということで、引き続きよろしくお願いします。

では、問４です。特別支援学校は県立学校ではありますが、児童生徒、保護者にとっては、県立も市立もありません。教育を受ける学校です。まして、野洲養護学校から、本市からも７８人の児童生徒が通学をされています。本市の子どもたちの学校です。ですから、市教育委員会及び市長は、県教委及び知事に、教育長として、また、市長として、直接改善を申し入れていただきたいと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、小菅議員の県への改善を市長として申し入れるべきということに関しますご質問でございますが、基本的に市の教育委員会が所管いたしますこの案件につきましては、市の教育長が県の教育委員会と協議を行うものでございますから、私のほうが直接改善申し入れることは考えてはございません。これは行政組織におきます役割分担ということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　では、私から４点目のご質問にお答えをします。特別支援学校の教育環境の改善については、県教育委員会において、教育環境整備方針や特別支援学校の新設など順次進められていますので、今後の県の動向を注視してまいります。野洲市教育委員会としましても、どの子もが安心して伸び伸び学べる環境を目指して、今後も県教育委員会と連携し、必要であれば申入れなどの協議を行いたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　野洲養護学校は、開校時１９１人から４２１人、今後も増える予

定です。今の超過密化の問題は放置できません。既存校にも設置基準を適用するよう、教育長会でぜひ強く県へ要望していただくよう、よろしくお願いいたします。

では次に、３問目の郵便ポストの撤去による対応について質問をさせていただきます。郵便ポストは、日本で郵便制度が始まった明治４年に全国で設置され始めました。その後、戦後の一時期を除いて年々増加して、２００３年の日本郵政公社の発足時には約１８万６，０００か所で、現在では１７万５，０００か所とされています。郵便ポストは地域で身近な場所で、郵便局まで持っていかなくても投函できること、子どもや高齢者が身近に投函できるなど、なくてはならない郵便サービスです。

野洲市では、今年２月７日現在、市内に７７か所の郵便ポストが設置されています。過去のデータがありませんので、詳しくは分かりませんが、現在７７か所ですが、３年前には７９か所でありました。この３年間で近江富士団地内のポストと、そして今年１月に野洲地先のポストが撤去されました。撤去の理由は、いずれも民地に設置されていたため、地権者からの撤去の申入れがあったためとされています。それはそれで仕方がない側面があります。

そこで、１問目お聞きします。郵便局としましては、撤去の場合、それに代わる再設置のために、場所を確保するため、野洲市のほうに市有地などの借地の協力を要請されています。今回、野洲地先の場合、郵便局の要請に対して、市として提供する場所がないとのことで、現在そのままになっています。今回再設置されないままになっている経過と見解についてお聞きします。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　改めまして、議員の皆さん、おはようございます。それでは、１点目の、郵便ポストの設置についての経過、協力要請の経過についてのご質問にお答えいたします。当該郵便ポストに係る市の協力要請についてですけれども、こちらにつきましては、市の財産を統括する立場から、総務のほうで回答をさせていただきます。

今年度、市道管理者である都市建設部の窓口のほうに郵便局の方が来庁され、郵便ポストの移設を相談されたことにつきましては、確認いたしております。そのときの内容といたしましては、民地に設置している郵便ポストを撤去することになったため、隣接する市道敷への郵便ポストの移設についてご相談を受けたということでございます。それに対応した市の職員につきましては、市道の管理者として一般的な見解といたしまして、基本的に市道敷に構造物を設置することは認めておらず、やむを得ない理由がある場合に限り、

具体的な協議をさせていただきたいと、そうした内容をお伝えさせていただいたところでございます。郵便局の職員の方につきましては、説明をさせていただいた内容に、ありがとうございますと申されてお帰りになられたということでございました。それ以降の再度の相談については、申出は現在のところございません。

そうした中で郵便局のほうから市有地の移設に対する、問い合わせの経緯については、以上のとおりですけれども、そうしたことで、郵便局が再設置されない理由については、市のほうでは分かりかねるところでございます。

以上、答えといたします。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　ありがとうございます。問２です。この件では、去る２月の７日に野洲郵便局に事情と経過をお聞きしました。確かに、今日、郵便差し出し数は減少傾向であって、総務省や日本郵便では、今後の郵便ポストのあり方について検討しているとのことですが、現時点では、機械的に何らかの基準をもって撤去するなどの方針はないとのことでした。現状では、現在のサービスを維持したいとのことでした。ですから、やむを得ず撤去しなければならない場合はその周辺に再設置を行うということでした。

一応郵便ポストについては、撤去基準や設置基準に基づいて運営されていますが、郵便サービス維持の立場から、撤去や設置の運用はケース・バイ・ケースで、例えば近年では、市内リバーサイドタウン竹ヶ丘で、地元自治会の要請に基づいて設置されています。地権者から撤去の要請があった場合は撤去はするが、それに代わる新たな場所に再設置を行うのが方針です。今回の野洲地先の場合も、市に新たな場所の確保を要請されたものです。この点からも市は市民の立場に立って検討すべきと考えます。もちろん、今回の場合、郵便局からの要請に検討はされたと思いますが、再度見解をお聞きします。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　まず、前提といたしまして、検討されたかということでございますが、現時点におきまして、それ以上の要請は受けてございませんので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

質問にお答えさせていただきますけれども、郵便ポストを市有地に設置される場合につきましては、野洲市の行政財産使用料条例、また、野洲市使用料条例、野洲市道路占用料条例に基づく申請をいただきまして、許可に至れば設置することは可能であると考えております。当事案に関連いたしまして、郵便局から、先ほど申し上げましたとおり、市道敷以外

の市有地に対する移設についても正式なご相談はございませんため、経過についてもございませんので、特に見解については、持ち合わせてない状況でございます。

今回の市道の管理上の一般的な見解をお答えさせていただきましたけれども、郵便局においてどのような対応をされようとされているのかについては、少しこちらのほうで把握しておりませんので、具体的に協議が進んでいない事案であると考えております。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　郵便局のほうから今改めて要請がないので、それ以上の進捗はないという認識で、分かりました。

そこで、３問目です。市内には、先ほども言いましたように７７か所の郵便ポストがあります。そのうち３４か所は旧中主町地域です。旧野洲地域は４３か所です。人口比率、世帯比率、面積比率から見れば、旧野洲町地域はもともと郵便ポストが少ないことがうかがえます。また、郵便ポストは比較的市内に満遍なく配置はされていますけれども、今回問題となっている地域は全体として郵便ポストが大変少ないものとなっています。

パネルを。ご覧いただきましたように、野洲駅の駅前通りから大畑まで、そしてＪＲ琵琶湖線から新幹線までのこの野洲行畑地域では、現在、郵便ポストは、これまでは野洲郵便局のポストも含めて４か所しかありませんでしたが、今回、このポストが撤去されたということで３か所になりました。市内全体を見ましても極めてポストの少ない地域です。この点からも、利用者からぜひ復活をしてほしいという声が寄せられています。

郵便局のほうから再要請がないということで、それ以上動けないということなのかもしれませんが、ポストの問題は、やはりまちづくりの問題でもあると思いますので、その点、野洲市としても積極的に問題解決に臨んでいただきたいと思いますが、ご見解をお願いします。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　３点目のご質問にお答えいたします。少し前提の設問とちょっと変わっているかなと思うんですけれども、郵便局におかれましては、実際、投函量であったりとか、そうした内容について、郵便ポストが必要であれば積極的に設置に対して要望をされると考えております。

こうしたことで、市のほうからそれに対して動くであったりとか、そういうことは現時点では考えておりません。例を挙げますと、電波が悪いところで、携帯電話の電波が弱い

ということで、それに対して市がそうしたことに対して要望を上げるのかというと、なかなかそういうことも行わないというのが現状だと思います。

こうしたことで、郵便ですので、実際のところ、要望されるところについては宛先が違うといいますか、郵便局に対して積極的にご要望していただけますと、中で、市においておきましては、必要となった場合は行政機能に支障がない範囲で、市有地の使用許可、または道路占用許可について協議をさせていただきたい。そうしまして、あと、場所であったりとかサイズであったりとか、いろいろな具体的な状況をお示しいただいた中で、協議を進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　郵便ポストの設置と撤去というのは、基本的には郵便局、郵政会社の問題でありますが、先ほども言いましたように、安心して暮らせるまちづくりの問題でもあると思います。また、郵便局から再設置の依頼がありましたときには対応をまちづくりの観点から対応をよろしくお願いします。

これで終わらせていただきます。

○議長（山本　剛）　暫時休憩いたします。再開を１０時２５分といたします。

（午前１０時０６分　休憩）

（午前１０時２５分　再開）

○議長（山本　剛）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第７号、第１３番、岩井智惠子議員。

岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　第１３番、新誠会、岩井智惠子でございます。今回は１項目だけ、国民スポーツ大会の進捗状況と今後の課題や対策についてお伺いいたします。いよいよ今年、滋賀県下で４４年ぶりに第７９回国民スポーツ大会、これは９月の２８日から１０月の８日までの１１日間、第２４回全国障害者スポーツ大会、１０月２５日から２７日までの３日間が開催されます。我が野洲市にその機運が少しずつですが高まってきていると思われます。全国から出場選手、監督、試合を運営する競技役員、大会を運営する協議会役員、ボランティア、また、選手を応援する家族やチーム関係者など多数の方々が野洲市に来訪されます。

野洲市開催の国民スポーツ大会では、ちなみに卓球は全種目、バスケットボール成年女

子、ラグビー、フットボールは全種目ですが、これは滋賀県に協賛します。武術、太極拳、これは８月３０日と３１日に公開競技として行われます。そして、全国障害者スポーツ大会は卓球が行われます。身近にある総合体育館で、しかも全国レベルの試合が観戦できることは、幸運でその迫力の渦に巻き込まれる感動を覚えることは間違いなしです。また、昨年１１月と今年１月にはリハ大会も開催され、本大会開催に向けた予算化、あるいは準備も着々と進んでいると思われます。

そこで、大会の準備と進捗状況、今後の課題や対策についてお伺いをいたします。

１問、大阪関西万博もあり、宿舎の確保が懸念されますが、選手や監督の負担にならないように宿舎は確保されているのか、市民部長にお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　それでは、岩井議員の国民スポーツ大会の進捗状況と今後の課題や対策についての第１点目の宿舎の確保についてのご質問にお答えさせていただきます。国スポ正式競技の選手や監督さん、それから協議会役員等の競技関係者の宿舎確保につきましては、配宿業務、配宿というのは配る宿と書きます、配宿業務を効率的かつ円滑に実施するため、滋賀県と県内各市町が業務を委託する配宿センターが宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿するということになってございます。この配宿センターが、先催県の、佐賀県の宿泊状況を基に、近隣府県を含めました宿泊施設から、それぞれの意向を把握させていただきまして、現在、仮の配宿計画がほぼ完了しているところでございます。

その結果、本市が運営する正式競技の卓球及びバスケットボールの競技関係者は、湖南大津圏域の宿泊施設に配宿できる見込みであり、協議会運営に支障はないと、このように考えてございます。今後、最終調整を行いまして、本年の夏には配宿の最終決定が行われる予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ただいまは配宿業務という初めての言葉を聞かせていただいたんですが、やはり県の大会でございますので、いろんなところから支援の手を差し伸べた中で、ご迷惑のかからないようにされているというのは本当にありがたいなと思います。

再質問をさせていただきます。２にも関連がありますけれども、県下で毎年このような

規模のスポーツ大会が開催されるわけでもなく、経験も乏しい中、担当課の職員の方々は、これからも大きな負担を強いられていくものと思います。県下一斉の競技だけに、開催地としての課題も多々あるかと思いますが、今、言われた宿舎について、この課題については、もうよろしいんでしょうかね。この課題がもう少しあるのであれば、宿舎についての課題があるのであればお伺いしたいんですが、なければ結構です。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　再質問のほうにお答えさせていただきます。配宿業務のほうは、かなりエリアごとに細かく分けておられまして、野洲市のほうの配宿につきましても、全然問題なくされると、このように伺っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　このような大きな規模ですのに、このようにあまり問題がないということで安心をいたしました。

では、２問目に移ります。期間中は選手団や大会関係者をはじめ、様々な立場の来訪者があり、国民スポーツ輸送交通、とりわけバスの確保は、大阪関西万博予定が４月の１３日から１０月の１３日まで、これはちょうど国スポ開催の終盤と重なっております。その影響を受け、厳しいと予想されますが、バスの確保など、台数は確保されているのか、お伺いいたします。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　２点目のバスの確保についてお答えさせていただきます。会場までのシャトルバスや、選手、監督さんを宿舎から練習会場や、競技会場である総合体育館までの送迎する計画バスの運行につきましては、運行ダイヤと必要となりますバスの台数の確保等に関しまして、今年度に市の実行委員会のほうで輸送交通計画として策定させていただく予定でございます。必要となるバスの台数につきましては、県と県内各市町が共同運営します輸送センターが、近隣府県を含めたバス会社等からバスを確保した上で、各市町に割当てを行うと、このように聞いてございます。現在、県輸送センターにおきまして、各市町からの必要台数を集約しておりまして、必要台数が割当てできるよう、バス会社との調整が行われているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ということは、私は再質で、この課題とか対策についてお伺いするつもりだったんですけれども、問１と同じように、もう県輸送センターとか県も動いておられるので、強いて課題があるというわけではないということですね。

では、次に行かせていただきます。問３、ちなみに各競技によって差はあると思いますが、事例から、佐賀の事例があると思いますが、事例からして１日平均どの程度の来訪者数を予想しているのかお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　３点目の予想する来訪者数についてお答えさせていただきます。先催県における来訪者の実績等を踏まえ、推計いたしますと、卓球では、選手、監督、大会関係者さんで約５，０００人、約５，０００人です。それから、卓球の観覧者で約１万人、合計で約１万５，０００人になります。

バスケットボールでは、選手、監督、大会関係者さんで約１，５００人、観覧者さんでは約４，０００人、バスケットボールの合計で約５，５００人になります。

それからラグビー、フットボールでは、選手、監督、大会関係者さんで約４，５００人、観覧者さんで約１万３，０００人、合計はラグビーで１万７，５００人ですね。

それから武術太極拳では、選手、監督、大会関係者さんで約５００人、観覧者さんで約１，５００人、合計で２，０００人ですね。

大会期間中に延べ全て合計しますと、約４万人になります。１日当たりにつきましては、各競技の日程で増減は多少するんですけれども、おおむね１，０００人から４，０００人程度になると、このように見込んでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　相当な規模だなと私も今、聞かせていただいて思っております。ラグビーの場合は、まだ希望が丘が会場ですので、その人数にどうの言うのはあまり関係はないと思いますけれども、やはりこの総合体育館で行われる平均もすごく大きいですし、本当に４４年前にあったということ、４３年前、正式にはあったということであって、経験がないものですから、スタッフの皆さん、関係者の皆さんも大変だと思いますけれども、ところで、昼食、お昼のお弁当、再質問ですけど、お弁当とかキッチンカーの是非など、このあたりはまだ先ですけれども、早めの対応は大切だと思いますが、この対応については、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　岩井議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。大会に従事する職員のほうは、当然お昼等は対応させていただきますし、また、会場におけるキッチンカーも現在、会場の敷地内に並べる位置等想定してございまして、配置計画を設けて、何台か配置させていただくと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　しかし、１，０００人から４，０００人というような、１日平均、こういった場合に、昼食は誰も持ち合わせて来ないんですけど、キッチンカーだけでも対応できませんし、職員はこちらが用意するとしても、他の方については、給食とか販売とかはあるんでしょうか。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　再々質問のほうにお答えさせていただきます。配食の計画については、今現在ちょっと資料のほう持ち合わせておりませんが、キッチンカーのほうについても台数のほうは相当何台かはご用意させていただきますので、ちょっと昼食時等、行列ができるかもわからないんですけれども、対応は可能かなと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　分かりました。まだちょっと昼食、食事については、そう鮮明に分からないこともあろうかと思いますので、結構でございます。

問４に移ります。当然車の来訪者も相当数が予想され、とりわけ総合体育館周辺の駐車場確保は皆無に等しく、非常に厳しいとお察しします。競技会場までの輸送確保についてお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　４点目の駐車場の確保についてお答えさせていただきます。大会期間中につきましては、会場となります総合体育館の駐車場は、基本的には競技関係者の駐車場として利用させていただきます。観戦等に車でお越しくださる一般の方につきましては、臨時駐車場から総合体育館の会場までを送迎するシャトルバスをご利用いただくと、このように計画してございます。臨時駐車場としましては、さざなみホールの駐車場、

それから駅前南口の市有地、Ｂブロックを利用することを計画してございます。また、Ａブロックのほう、仮設の舗装でロータリーがあったところをシャトルバスの乗降場所としてＪＲ利用者を含めた送迎のほうを計画してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　今、伺った中ではそちらの送迎について、駐車場ではなく、駐車場もそうなんですが、輸送確保、これをちょっとお聞きしたかったんですけど。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　再質問のほうにお答えさせていただきます。

○１３番（岩井智惠子議員）　再質問じゃない。

○市民部長（中塚誠治）　再質問じゃないですか。ごめんなさい。輸送手段のバスの確保は、先ほどのお答えにもお話しさせていただきましたように、バスの輸送センターのほうで、シャトルバスのほうの確保についても計画しておりますので、バスの配車等、確保には問題はないものと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ありがとうございます。結構いろんな会議を重ねられてここまで着々と進んでおられるのを聞いてちょっと安心をいたしました。

では、問５に行きます。今年の野洲消防出初め式での噴水時、現場の第２駐車場で黒っぽい大きな建物に気づきました。後日確認すると、居合わせた方から病院の現場事務所だと伺いました。現場事務所といえ、一見アパートにも見受けられ、駐車場の不足が懸念されている中、なぜこの場にと疑問を感じた次第です。この駐車場は、巡回バスの「おのりやす」の停留所や、野洲養護学校の乗降場にもなっており、大きな大会など満車時には「おのりやす」や養護学校のバスの入庫順路にはさらにスペースが必要かと思いますが、なぜこの場に設置されたのか。また、国スポ開催中に駐車場の収容や台数や、運用に影響はないのか、ちょっと重複しているとこもありますけれども、市民部長にお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　それでは、５点目の駐車場の敷地内の駐車場の利用についてお答えさせていただきます。現場事務所のほうについては、国スポ、障スポ大会推進室、それから総合体育館及び工事を所管します新病院整備課との協議によりまして、現場事務所へ

の上下水道、それから電気等の供給の接続が容易であることとあわせまして、卓球リハーサル大会の実績等を鑑みて、国スポ、障スポ開催時を含めました、総合体育館駐車場運営にも影響がないと判断させていただいた上で、現在の場所に決定をしております。

なお、当初から国スポ、障スポ大会期間中の循環バスの「おのりやす」の乗降場所につきましては、現在裏手のほうにございますのですけれども、総合体育館表側の駐車場、第１駐車場のほうに設置をさせていただく予定でございます。また、野洲養護学校の送迎バスにつきましては、登下校時の一時的な利用でありますことから、総合的な安全対策として、他の場所での利用を含めまして、養護学校さんと協議を進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ありがとうございます。病院も建設事業も我が市では重要な案件でありまして、こうして検討を重ねられた結果、どこにも支障がないという方法で、例えば、バス停を変えたりとか、いろいろ工夫をされるということでちょっと安心をいたしました。

では、問６に行きます。ある記事によると、国スポと皇室の関わりは深く、昨年も開会式に天皇、皇后両陛下が、後日には長女愛子様も競技観戦をされていますが、皇族の方が来られた場合の対応についてお伺いします。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　それでは、６点目のご質問にお答えさせていただきます。国民スポーツ大会につきましては、皇室の４大皇室行事の１つとして位置づけられているところでございます。本県におきましても、総合の開会式、閉会式を含めまして、各競技会に対して皇族のご視察が行われると、このようにお伺いしております。その場合については、会場におきまして、全ての入場者に対する手荷物検査や金属探知器による検査等の厳重な警備体制を取りますとともに、皇族の方が競技をご覧いただくに当たりましては、いわゆるロイヤルボックスの設置等相応の対応が必要となってくるところでございます。

なお、現段階では、どなたをいつ、どの競技で本市がお迎えするかは決定されていませんが、お迎えする前提で、警察等関係機関との協議や必要な予算の見積り等、準備を進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　皇族方も、もしもおいでになるということは、いろんな意味で、治安もそうですし、配慮が必要だということをつくづく思います。また、そのための予算化もされるということで、これは各市町の負担になるんですか。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　再質問のほうにお答えさせていただきます。当然市の実行委員会のほうの予算で、見積りを徴しまして、必要な対応の方法を取らさせていただくと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　それでは、問７、ここからは市民に関係のする質問をしてまいります。野洲市民は国スポ観戦が制約なしにできるのか。また、駐車場はどのように使用させてもらったらいいのか、お伺いします。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　それでは、７番目の市民への対応についてのご質問にお答えさせていただきます。市民の皆さんが会場へお越しいただく場合も、４点目でお答えさせていただきましたように、シャトルバスのご利用による送迎を主に考えているところでございます。

なお、大会期間中、市内循環バスの「おのりやす」は通常運行しますので、大会期間中も総合体育館までご利用いただくことは可能でございます。また、自転車バイク等でお越しいただく場合は、総合体育館の駐輪場をご利用いただけるように考えてございます。どなたも観戦は無料でございますので、多くの市民の皆様にお越しいただきたいと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　バスの臨時バスを運行さすとかそういうことはなしで、もう巡回バスとシャトルバス、このほうでする、もう駅までは行かないかんということですね、シャトルバスだと。市民は、遠いところの方は、特に交通機関、交通網を利用しないとなかなか行きつけませんので。

そして人数制限はないんですか、もう自由に行かせていただいたらいいんですね。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　再質問のほうにお答えさせていただきます。先催県の想定の数値から、当然シャトルバスの運行、それから仮設の臨時駐車場のほうを考えてございます。現在、先ほどご答弁させていただきましたように、さざなみホールの駐車場のほう、それからＢブロックの駐車場のほうをご用意させていただいているんですけれども、それに加えまして、例えば土日ですと、当然観客数も増えることを想定してございまして、それ以外に、土日は市役所の駐車場のほうもちょっと開放させていただけたらなと。それに加えまして、まだ文化ホールの駐車場もございますので、そこら辺で台数のほうを確保させていただいて、市役所に止められる方でしたら、Ａブロックの駅前のほうにご足労いただいて、そのまま会場のほうにお越しいただく。さざなみホールのほうにもございますし、そちらに行って止めていただいて、シャトルバスで会場まで行っていただく。お近くの方については、自転車、バイクと徒歩で会場まで来ていただくと、このように対応させていただけたらと考えております。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　市民を挙げてやはりスポーツに親しんでいくということが一番大きなものでございますので、もう行かんでもええわという、そういうことの声が出ないように、こういうことでシャトルバスをいろんなところから発車させていただいているという段取りは本当にうれしいと思いますし、また、入場料が無料であるということ、これもちょっとこういう大会ですので懸念しましたけれども、入場料無料ということでこれも安心をいたしました。

　では、問８に行きます。教育の観点から、各学校の生徒の国スポ観戦はどのような形になっているのか、全員ができるのか、また、学年で割っておられるのか。このあたり、子どもたちの参加についてお願いします。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　それでは、８点目の学校観戦についてのご質問にお答えさせていただきます。市内の各小中学校の児童さん、生徒さんの競技観戦につきましては、教育委員会を通じまして校長会等で趣旨を説明した上で、各校の意向調査を行いまして、観戦時間帯や送迎方法を含めた調整を行っているところでございます。また、児童生徒の皆さんには、観戦に合わせて応援グッズの配布を予定しておりまして、競技応援により会場を盛り上げていただきたいとこのように考えてございます。

　以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ということは、全員というのが対象でも、それは決まっているわけではないんですが、学校の授業の体制もありますし、学校の先生方の校長の采配によって多少あるということですね、全員のとこもあれば、学年だけのところもあるだろうし、そこはあんまり縛ってないということですか。お伺いします。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　再質問のほうにお答えさせていただきます。学校の観戦につきましては、学校さんのご意向を調査させていただいた上で、今現在、一次調査的に調査結果のほうを出させていただいております。１０月２日の卓球については１校、１０月６日のバスケットボールについては２校、１０月７日の火曜日のバスケットボールについては６校のほうを観戦いただくと、このように伺っております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　何校という、今、ちょっと予定を言われていますけど、人数じゃなくて何校、何校ということです。あとは学校に任すということですね。人数は。

○市民部長（中塚誠治）　一次調査でも。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　再々質問のほうにお答えさせていただきます。人数につきましても、学校さんのほうで回答をいただいておりまして、人数のほうも全て把握をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　では、学校の関連がありますので、教育長にお伺いいたします。小学校、中学校にいたしましても、全国レベルの競技観戦は初めての経験であり、全員ということはないにしても、今説明いただいたような内容で納得ができます。

先日、定例会の議案説明の折、教育方針で教育長は、ふるさと野洲に愛着を持ち、たくましく生き抜く力の育成を目標に、子どもたちの夢や希望が実現できる教育を進めていくと言われました。が、私はこの競技観戦の経験もスポーツの興味や、また、日本代表になってやる、この試合、この競技はしたいというように夢の一歩を継がれる、そういう決意をされる子どもさんもひょっとしてあるかもしれません。そういった中で、教育の観点から教

育長はどのようにお考えかをお願いいたします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　では、今、岩井議員からのご質問にお答えしたいと思います。確かに議員もおっしゃったように、やはりスポーツへの関心を高めるとか、あるいはトップレベルの競技を直接間近で観戦できる、そういう面においての絶好の機会であるというふうには確認をしております。

ただ、それぞれの学校の事情というのもありますので、今回この学校観戦ということについては、一応対象が小学校の５年生、６年生、それから中学校の１、２年生が基本になっていますので、それ以外の子どもたちについては、幸い大会期間中も、土曜日、日曜日もございますので、学校観戦のみならず、個人観戦をしてもらう、部活単位でも来てもらうというふうなこともしていただけるとありがたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ありがとうございます。本当に子どもたちをすくすくと育てていく、これも大きな市の仕事でありますので、ぜひこの観戦で子どもたちが夢の一歩を切り出してくれたらいいなと思っております。

では、９問です。練習会場に学校を使用されるようですが、学校運営に支障がないのか、学校をちゃんとしながら、運営に使われる、例えば体育館かと思うんですけれども、このことについてお伺いします、市民部長。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　それでは、９点目の練習会場について、お答えさせていただきます。卓球の練習会場としましては、祇王小学校、野洲北中学校及び中主Ｂ＆Ｇ海洋センターの各体育館を、それから、バスケットボールの練習会場としましては、中主中学校、中主Ｂ＆Ｇ海洋センター及び野洲高校の各体育館を使用することで、各施設管理者との調整とあわせまして、授業等に支障がないよう、運営スタッフの配置を行うなど、対応について検討を進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ありがとうございます。さすがに昨年度の佐賀国体のときも視察にも行っておられますし、細かいところでもちゃんとこう計画どおりしておられる

ということには本当に感銘をいたします。ありがとうございます。

では、問１０。これはちょっと施政方針のときに市長もこのことについて触れられておりますので、問１０問は市長に答えていただきたいと思います。国スポ終了後は全て終了ではなく、このスポーツ大会を機に、野洲市として、例えば総合体育館で競技が展開される卓球、バスケットボール、太極拳など、スポーツの伝承はじめ何かつなぐ策、レガシーとも言いますけれども、こういった考えを具体的に、この間の一般質問も言われておりましたけれども、卓球というお話が出ていましたけれども、このあたりの具体性をもう少し説明いただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、大会終了後のスポーツの振興で、具体的なものをお聞きでございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。これはさきの公明党さんのほうの代表質問に対します私の答弁にもございましたが、大会をきっかけに、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、多くの市民がスポーツに親しみ、楽しんでいただけるよう、総合体育館だけでなく、市民グラウンド、健康スポーツセンター、野洲川河川公園等の市スポーツ施設の適正管理とあわせまして、各種スポーツ団体への活動支援等の取り組みを進めたいと考えております。

ここで少し国スポ以外の取り組みについてもご紹介したいというふうに思いますが、例えば本市で開催されますバスケットボールでございますが、キッズバスケとしまして、これは小学校以下の親子を対象としまして、月１回開催をさせていただいておりますし、この他各ミニバスということで、この活動を市のスポーツ大会としても開催をさせていただいております。また、講師を招いて、毎年バスケットボールクリニックというものを開催しておりまして、今月３月１５日もこれを開催させていただきまして、私も顔を出させていただこうと思っております。

また、武術太極拳におきましては、総合体育館で毎週木曜日行っておりますし、また、中主Ｂ＆Ｇ海洋センター、こちらは毎週水曜日で教室の開催をさせていただいております。

また、卓球につきましても、月２回の土曜日でございますけども、総合体育館の小アリーナで、これは野洲ほほえみクラブさんでございますけども、開催をしていただいておるところでございます。

このようにスポーツ、この国スポの後も様々な形で振興の策を図っていきたいというふうに考えておりますし、それぞれスポーツの競技もいいんですけども、健康長寿のまちづ

くりを目指しておりますので、競技といいますか、市民のいろんな方がスポーツに親しんでいただきやすいようなメニューもご用意しながら、スポーツの振興を引き続き図っていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　今は本当にすばらしい、この国スポだからやるのではなくて、今までからこういう下地をちゃんとしてくださっている、それが少しずつ大きなサークルとなっていって、子どもたちがスポーツになれ親しんでくれる回数が多いといいなと思います。

再質なんですが、市長はこの前の施政方針ですか、そのときに、ボランティアが７５名おられるということを、もう募集ができていることは言われたと思うんですけれども、具体的にボランティアさん、これ人数が少ないのか多いのか、私には判断ができませんが、今後はどのようなボランティアさん、活動なり、人数なりのことはどのように思っておられるんでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　私、施政方針のほうでボランティア数は言ってないと思うんですけど。

○１３番（岩井智惠子議員）　ボランティアが７５名と言われませんでしたか。

○市長（櫻本直樹）　一般質問ではないですかね。ちょっと記憶にないんですけども、ボランティア数につきましては、必要なボランティアさんを確保に向けて担当部署のほうでしっかりと調整をしてもらっていると思っておりますし、足りないから今問題、課題であるということの報告は受けておりませんので、順調に調整をしていただいているというふうに思ってます。仮に足りないということであるならば、また、あらゆる手段を尽くして、必要なご協力をお願いするということになるかと思っております。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　市長、失礼しました。私の聞き間違いだったら申し訳ないと思っております。

では、問１１に移ります。国スポの終了後はますますスポーツが盛んになり総合体育館の利用も高まると思いますが、病院建設工事はその運営に支障が出ないかをお伺いいたします。病院事務部長にお願いいたします。

○議長（山本　剛）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭）　答弁申し上げます。新病院の整備に関わる工事に関しましては、安全第一を貫いて、体育館運営やご利用される方に大きな支障が生じないよう監督をしており、今後もそのようにいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　先ほども言いましたようにこの病院整備も野洲市にとって大きな問題ですので、スケジュールの関係上、期限の制約もあるかと思います。そういう中でご協力をいただいているわけですから、いろんな手違いもあろうかと思いますが、再質をいたします。１月の２５日の日本社会人バスケットボール国スポリハ大会では、外囲いもなく工事をしておられました。私は当日バスケットボールの試合が楽しみで観戦に行きましたので、その前に駐車スペースが気になり、同時に工事現場も見通してまいりました。国スポ関係はもちろん、その関係の試合については、工事中は中止を約束されていたことでしたので、ちょっと意外でした。手違いもあろうかと思いますけれども、やはり危険も伴うことも事実でありますので、こういうことがどうして起こっているのか、また、この認識についてお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭）　岩井議員の再質問でございますが、約束といたしましては、国スポ、障スポ大会期間中など、リハあたりもそうでございますが、については、工事を中止するなど大会運営に厳に影響が生じないよう対応すると、こういう内容となってございます。ご指摘いただきました１月の２５日につきましても、大会運営に厳に支障がないよう適切に対応いたしたところでございます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　何かもうひとつすっきりとはしませんけれども、これ以上私も言う気はありませんが、やはり大会中、あるいは関連の大会には、工事は中止するということをこの議場でもおっしゃっておりますので、そこのところはしっかりと守っていただきたいなと思います。

ちなみに国スポは８月、公開競技が行われますので、これも期間中ではない予定が入っておりますので、これらのことも含めてよろしくお願いいたします。何かありますか。

○議長（山本　剛）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭）　繰り返しますが、国スポ、障スポ期間中においての病院整備工事の取扱いに関しましては、令和５年の６月の特別委員会、それと、今年度６月、６年６月の特別委員会におきましても、パワーポイントの資料に明確に記し、担当課のほうから説明を議員各位にさせていただいておるところでございます。繰り返しになりますが、工事の中止等、大会運営に厳に支障が生じないようにするということが、公的な、こちらのほうもお示しして、ご説明をさせていただいた内容でございます。実際、本大会期間中においても、仮囲いの中などで、音がしない、あるいは安全性等々に鑑みて、特に支障がない工事については、大会運営に厳に支障が生じない範囲で実施をさせていただくということは明確に申し上げておりますので、そこにつきましては、ご認識のほうを改めていただきたいというように思うところでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　すいません、市民部のほうからもちょっと補足でご説明させていただきます。当日、体育館に大会運営で従事しておりました職員のほうから、当時当然工事を進めたいということで、ちょっと打診があった様子でございます。当然小規模工事になるんですけれども、小型のバックホウと、それから人員さん、作業員さん等を配置されておられまして、当然バックホウ等ということで、当然配車費用等かかっているところでございます。職員のほうは、当然ぎりぎりの判断ということで、当日は、昼頃から、時間帯も場内においては往来が比較的少のうございまして、工事内容もちょうどマンホールのかさ上げ工事、調整工事、比較的本当に小規模な工事であったことから、工事区域内では周りに一応バリケードも張らせていただいて、安全に工事は施工であるという判断をさせていただいた上で現場の職員としても、可能であるかなということで了承された、このように伺っております。

今後につきましても、当然病院整備担当課さんとも連携を密に行いまして、大会、国スポの大会だけでなく、通常の体育館のご利用者につきましても安全対策には十分留意させていただいて進めさせていただいたらなと、このように思っております。

また、当日、１月２５日のほう、競技役員、選手、監督さん、関係者から工事施工に関しまして、問い合わせや苦情等の指摘はなく、観戦に来られた方からも、ご迷惑をかけることもなく、競技運営に支障がなかったものと、このように考えてございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　そうすればもう中止という言葉ではなくて、支障がなければ、そのときは外囲いも何もなかったので、やっぱりそれはどうかなということを私は考えたんですけども、私は中止ということと囲いをきちっとされているのが鉄則だと思っていましたので、そういう質問になったんですが、支障がないのであればこれからも続けられるということですね。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　再質問のほうにお答えさせていただきます。基本的には市民部のほうでも、大会期間中の工事については、基本的には中止していただけるものと、基本的には中止していただけるものとこのように考えてございます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　次、１２問目、最後に行きます。この前の施政方針のときに予約資料のカラーページから、全国からの来訪者の歓迎と市のＰＲのために市が一体となって取り組む意気込みを感じていることは書いてございましたが、その取り組みと野洲市の物産品、こういったもののアピールをぜひしていただきたいし、野洲市も本当にみんなの気持ちも全部ここに込めていきたいなと私は勝手に思っているんですけれども、このアピールするなどのコーナー、スペースは設けられるのか。そういうことをお伺いします。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　それでは、１２点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。市の玄関口となりますＪＲ野洲駅につきましては、企業、団体さんからの協賛によります歓迎の装飾のほうを施す計画でございます。また、会場となります総合体育館につきましては、既に市スポーツ協会さんからの協賛による歓迎の看板のほうを設置していただいておりますし、大会時には、滋賀県立大学のご協力によりまして、聖火を扱った歓迎モニュメントの設置や、壁面装飾、それから市内小中学校の生徒児童さんからの応援メッセージの掲示等を計画しているところでございます。さらに、会場内には、全国からの来訪者に対するおもてなしコーナーのほうを設けさせていただきまして、市の観光物産協会による市のＰＲブースの設置や、特産品の無料配布等と併せまして、先ほど申し上げましたキッチンカー等による飲食や物産の販売を計画しているところでございます。

　何より、市職員をはじめ、運営スタッフのほうではお越しくださる方々に対しまして、おもてなしの気持ちを心がけて対応するのが肝要とこのように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員にお伝えいたします。先ほどの１１問、１１点目の発言の中で、手違いという言葉が使われておりまして、これ不適切というふうに考えます。不注意、あるいは、間違いのことかと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○１３番（岩井智惠子議員）　はい、それで。

○議長（山本　剛）　それでは、そのように訂正ということで確認をさせていただきます。

○１３番（岩井智惠子議員）　申し訳ありません。そういうことです。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ただいまは、いろんな気配りをしていただいておもてなしということを全面的に出しておられる、これはもう本当にすばらしいことだなと思うんですけれども、病院の設置場所、あそこがないだけでも大分狭くなっていますが、こういったコーナーというのは、駐車場に設けられるのか、あの中だけでできるのか。そこはどうなんですか。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　再質問のほうにお答えさせていただきます。現在、市の実行委員会のほうは、当然病院の整備事業で仮囲いがされたという前提で、敷地内の配置計画のほうを練り上げております。その中には、当然先ほどお答えさせていただきましたおもてなしコーナーとか、それからキッチンカー、それからＰＲのブース等、それぞれ配置させていただきまして、無理なく会場の運営のほうができるかなと、このように想定してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　いや、それが駐車場に及ぶんですかと言った、病院の分がなくなくなってこの狭い階段の下の辺りとか、どの辺りにそういうブースを、キッチンカーでも相当やっぱり何台と入りますとスペースが要るものですから、そこを具体的にちょっと最後教えてください。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　再々質問のほうにお答えさせていただきます。現在、配置の計画のほうを確認させていただきますと、ちょうど体育館と、それから工事をされる万能塀の間のほうに、それぞれ配置するような形で考えてございます。当然配置させていただいて

通路も無理なく確保させていただいた上で、計画は取れるものと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　今言っていただいたのは、この前リハのとき寄せていただいたときもキッチンカーがありましたけど、そんなに広い場ではなかったので、これ、何台もということになってくると、そこらもうちょっと検討いただかなかったらいけないと思いますので、よろしくお願いいたします。

国スポが成功されるために、市民の力もお借りして、ぜひ盛大な、野洲としておもてなしができるように、みんなも頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（山本　剛）　次に、通告第８号、第１番、村田弘行議員。

村田議員。

○１番（村田弘行議員）　村田弘行です。よろしくお願いします。前回質問の届を出しておりましたが、時間の都合上できなかった分をやりたいと思います。行政改革について、システムの改修の委託についてということでお聞きいたします。児童手当の改正や各種支援で煩雑な手続と毎年変わる要件により、担当部におかれましては大変ご苦労なさっていると思います。全てのシステム改修はどのようにされているんでしょうか、お教えください。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　それでは、村田議員の１点目のご質問にお答えいたします。児童手当の改正等を例に挙げておられることから、住民情報に関わる基幹システムということでお答えいたします。

本市のシステムにつきましては、自治体向けの総合パッケージといたしまして導入をしておりますが、法改正などで改修が必要となった場合は、各業務の所管課において改修業務を発注しております。加えまして、基幹システムにつきましては、おうみ自治体クラウド協議会８市での共同調達であることから、それぞれの部門において幹事市が代表して、改修箇所の確認や各市からの意見の取りまとめを行い、必要に応じて分科会を開催するなど、システム業者と協議をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　ありがとうございます。例えば児童手当というか、去年とおととし、２０２３年度、２０２４年度で３万円給付というのもありましたし、それがあったんですけれども、その辺の、配るに当たって、野洲市では何世帯当たり配ったのでしょうか、お教えください。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　申し訳ございませんが、通告にございませんのでお答えすることはできません。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　分かりました。例えば、また子育て支援とか、５万円給付とかもありましたけれども、そのあたりのシステム改修、先ほど申し上げました３万円のシステム改修と、どのような金額で改修委託されたんでしょうか、お教えください。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　申し訳ございませんけれども、通告に金額等の、通告いただければご回答はできたと思いますが、現時点でシステムを所管しております総務部といたしましては、そうした数字を持ち合わせておりませんので、現時点ではお答えする、この議場の場でお答えさせていただくことは、現時点ではできません。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　村田議員、通告外の質問については、控えてください。

村田議員。

○１番（村田弘行議員）　では、そのようなシステム改修が、児童手当とかいろんな手当、生活保護の手当とか、１年中システム改修が行われていると思います。どのような改修が行われているんでしょうか。２番目になります。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　２点目のご質問にお答えいたします。ご質問につきましては、タイミング、改修のタイミングですけれども、法改正などにおいて必要なタイミングで改修を行っておるところですが、令和４年度、５年度での主なものといたしましては、コロナ接種のワクチン接種関連でございますとか、議員、先ほどご質問いただきました、子育て世帯支援特別給付、また、住民税非課税世帯に対する臨時給付、戸籍の改正、マイナンバー法関連など、様々な部門で改修を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　３万円給付にしても５万円給付にしても、大体、住民税非課税世帯というのは変わらないし、そこまで改修なり、委託が必要なのかどうかお教えください。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　少し内容に入った再質問でございますので、なかなかそのシステムの細かなところまでは、正直、どこ、どの部分が改修が必要だということは、明確にお答えすることはできないんですけれども、今の状況といたしましては、国が様々な給付を行うなどされることに対しまして、国のシステムが、仕様が定まっていないとか様々な状況がございます。そうしたことで、いわゆる制度につきましても、少し一定のものではないであったりとか、いろいろ少しずつ部分的に変わっている、違いがあるようなという感じで思っております。こうした中で多くのシステム改修が必要となっているというお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　３問目に移ります。間違いがあってはならないと思いますが、その対策はどうされていますか。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　それでは、３点目のご質問にお答えいたします。それぞれその都度都度の契約におきまして、納品前のテスト環境での動作確認、また、システム納品時の検証作業を実施しているところでございます。システム業者及びクラウド協議会でございますので、８市の担当者がそれぞれの市において、システムの動作確認等を行いまして、その情報を共有化しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　ありがとうございます。そのおうみクラウドというところ、このあたりの自治体で共同でということなんですけれども、委託業務としては、どのような業者が一手に担っているんでしょうか、お教えください。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　それでは、４点目のご質問にお答えいたします。おうみ自治体ク

ラウド協議会におきまして、基幹系のシステムを共同調達しております。その調達事業者につきましては、トーテックアメニティ株式会社でございまして、本体契約を締結しているところでございます。トーテックアメニティ株式会社につきましては、住民基本台帳システムをはじめ、開発事業者が提供する各システムを代理店として一括して調達するシステム業者でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　そこをちょっとお調べしましたら、滋賀県の職員の、言うなれば出向先みたいになっておりまして、その辺、値段が、通常より委託業務契約の競争原理が働いているのでしょうか、お教えください。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　おうみ自治体クラウド協議会においてトーテックアメニティと当初、契約をしたのが、平成２７年にプロポーザルを実施して、そのときにトーテックアメニティと契約をしたというような経過がございます。その後、様々なシステムにおいて、それぞれ先ほど申し上げましたとおり、国のほうの仕様等において対応するということが必要でございますので、トーテックアメニティとの契約の中でシステムの変更に対する契約を結んでいるという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　このトーテックアメニティの受注金額をざっと調べてみますと、３万円給付のときには４００万円前後、５万円給付のときとか、子どもさんがプラスされるときとか、８００万円とか、そのようになっております。ちょうど同じ前回の１２月議会のときに質問しようと思っていたんですが、さきの国会の質問で３万円給付、２３年度、２４年度の３万円給付のときに、馬淵議員という方が、事務費を８０億、総務省なり、デジタル庁が見ているということで、約１，９５０自治体あるんですけれども、それを全国から県におかれまして、それから市町村におりてくるということで、この事務費、１世帯当たり２，５００円の事務費がかかっている。それを支給する世帯数を掛けたら８０億ぐらいになるということなんですけれども、そのときにデジタル庁が２０億をかけて、システムをつくってはるんです。それを使用しているのが１，９５０のうちの１０自治体であるということをおっしゃられました。

どういうことかといいますと、そのシステムを利用すると、各県からの出向先であるおうみクラウドなり、トーテックアメニティなり、そういうところにお金が回らないから、採用しているのは１，９５０のうちの１０自治体だけだというふうにおっしゃっていました。非常に無駄遣いだと。行政改革の点において、滋賀県の、そういう組織立ってお金の流れ、これは、県出身の市長はどのように思われますか、お教えください。

○議長（山本　剛）　通告外でありますけれども、市長、答えられますか。

市長。

○市長（櫻本直樹）　どこまでお答えできるかだと思いますけども、まず、確認しましたところ、クラウド協議会自体は県の組織ではないということの事実はお伝えしたいと思っております。また、今、村田議員がおっしゃっています全体像がちょっと私もすっきりと頭の中で整理できておりませんので、軽々に見解を述べるわけにはいきませんが、ただ、どういった趣旨で今、ご質問いただいているかも、十分定かではない中ではございますけども、国のそういった動きに伴って各自治体も対応しなければならないという中で、事務費も当然その国費の対象になってくるわけでございます。これをそういったものによらずに、直接市の職員が対応しますと、大変市の負担が大きくなるということでございます。また、一方でこの事務も市民のためには、着実にやらなければならないという中で、そういった国からの財源措置をきちっと利用している中で、適切、円滑に業務を進めているというところでございます。ただ、国のほうの税金の使い方としてどうかということにつきましては、いろんな議論があろうかと思いますが、私がそこについて評価するべきではありませんので、そこの見解については差し控えたいというふうに思っております。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　行政改革として、題名で銘打っていますので、その辺で、ぜひともデジタル庁が考案したシステムを使って、毎回３万円給付なり、５万円給付で、同じような世帯に配っていて４００万ずつとか８００万とか２００万、３００万とか、毎回トーテックアメニティに業務委託をしているということは見受けられましたので、これは、非常に行政改革として、ぜひとも県のシステム、県のシステムというか、国のシステムにのっとってまた進めていっていただきたいと思うんですけれども、行政改革の視点から市長、どうでしょうか、お教えください。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　行政改革の視点からということでございますけども、このデジタル

化につきましては、非常に自治体運営の中で効率化を図るために必要なものでございますので、これに限らずしっかりと業務のデジタル化、ＩＣＴ化をしっかり徹底をしてやっていきたいと思っております。この業務につきましても、今後、市として改善すべきところは見受けられましたらしっかりと改善する中で対応していきたいと、このように考えております。

○議長（山本　剛）　村田議員、少し逸脱してきていると思いますので、次の質問に移ってください。

○１番（村田弘行議員）　そうですね、そのシステムを改修するに当たり、いろんなお金が出ていくということで、この質問の趣旨なんです。ですから、若干は批判をしているかもしれませんけれども、ぜひとも行政改革の面から、市長、お進めになっていただきたいと思います。

　では、５番、最後の質問に入ります。みずほ銀行の例もありますが、システムが狂うと被害は一般市民となり、必要なお金が必要な人、家庭に届かなくなってしまいます。ぜひとも滞りなく業務を進めるに当たり、担当のお気持ちをお聞かせください。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　５点目のご質問にお答えいたします。基幹システムにつきましては、個人情報を取り扱う非常に重要なシステムでございます。市民に直接影響が出ることから、日々の操作を含め、慎重に取り扱っているところでございます。法改正や新たな給付等が発生したところに対応する必要があった場合は、直ちに改修業務に取りかかり、滞りなく市民サービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

　以上、答えといたします。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　ぜひともシステム障害にならないようによろしくお願いして、第１問目を、第１番の質問を終わりたいと思います。

　議長、次いってよろしいですか。

○議長（山本　剛）　はい。村田議員。

○１番（村田弘行議員）　ＬＥＤ工事について、質問いたします。ＬＥＤ工事の交換工事で、主なもので、令和３年に街路灯工事が２，３６６万円、令和４年に街路灯工事が２，２００万円、令和５年に辻町、五之里のずい道の外灯工事で２，５９０万円、令和６年に外灯工事１，５４１万円。落札価格ですけれども、このような工事で、目に見えて電気代は安く

なっていますか、お教えください。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、村田議員のＬＥＤ工事についてご回答させていただきます。ご質問の工事費ですけども、これは令和３年から６年に水銀ランプからＬＥＤへの照明灯更新、それに加えまして、アンダーパスの排水用動力ポンプなど、道路の維持管理上で必要な施設の更新も含まれている費用になってきます。水銀ランプからＬＥＤへの更新も、これは施設の更新のタイミングに応じて段階的に予算化されたものになってきますので、これについて電気代の比較で安くなったかというのはちょっと説明が難しいということをご理解いただければと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　比較は難しいんだとは思いますけれども、私もＬＥＤに変えて明るくなって安くなっておりますので、ハロゲンランプという大きなやつの費用対効果が何千時間もつのか、その辺の費用対効果はちょっと分からないですけれども、目に見えて安くなってくると思っております。

それで予算を見ると、道路河川課の予算で、２番目の質問に行きます。令和４年に光熱費６３６万、令和５年に光熱費が７３０万、令和６年に４２０万、令和７年に光熱費が６２４万。あんまりやっている箇所が少ないかもわからないですけど、影響はないと思われますが、どうでしょうか、質問にお答えください。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、村田議員からの２つ目のご質問に回答させていただきます。ご質問いただいた予算額ですけども、これにつきまして、回答のほうは水銀ランプからＬＥＤに更新した数と、あと決算額のほうで説明させていただきたいというふうに思っております。

まず、市内の水銀灯ですけども、これは３５０灯ございました。令和２年度からＬＥＤへの更新を進めておりまして、令和２年度は７４灯、あと令和３年度は８３灯、令和５年度は１６灯、令和６年度は４３灯で、令和７年度以降につきましては１１４灯を順次更新していく予定になっております。

次に、光熱費の決算額です。令和２年度は、７０６万６，２４８円、令和３年度は、６８１万６，５５５円、その差額は２４万９，６９３円。約２５万円下がっております。この間

はＬＥＤのライトの７４灯、これをＬＥＤ化しました。

次に、令和４年度の決算額ですけども、これは６１１万３，８５５円。令和３年度との差額ですけども、７０万２，７００円、約７０万円下がっております。この間１５７灯がＬＥＤ化されました。なお令和５年度決算額ですけども、４４６万５，２００円ですけども、令和５年度は、国の施策で、電気ガスの激変緩和措置が実施されておりまして、ちょっと参考的な値になりますけども、１６４万８，６５０円、約１６５万円が減となっております。近年のトレンドとしましては、ＬＥＤ化に伴いまして光熱費は下がる傾向とはなっておりますけども、今後の電気料金によりまして、光熱費は変動するものというふうに考えております。また、水銀ランプにつきましては、２０２０年の１２月に製造が中止されておりますので、市のほうでは消費電力が小さいＬＥＤ照明灯に段階的に更新してまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　予算額でちょっと質問したんですけれども、決算額で大分安くなっているなと、やったかいがあったなということで、よかったなと思います。令和６年になぜ安くなっているのですかということなんですけれども、これは政府の予算措置ということで、理解をいたしました。

次に、４番。小学校や中学校の体育館でＬＥＤ工事をしていますか。体育館ごととか、学校全体とか単体として、安くなっておられますか、教えてください。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　では、村田議員の４点目のご質問にお答えさせていただきます。本市では、学校施設の大規模改修時や単独で各校の体育館照明のＬＥＤ化工事を進めております。前提といたしまして、電気の使用量を計測いたします電力計いわゆる電気メーターでございますが、こちらのほうが各学校施設に１つであるため、体育館のみの測定はできない仕組みになってございます。近年の猛暑もございまして、学校施設全体の空調機器の稼働期間が長くなる傾向がございます。体育館照明のＬＥＤ化による効果、あるいは、電力料金、使用料、電力量で判別することは非常に難しい現状はございます。

一般的な話といたしまして、ＬＥＤ照明を導入すると、従来の水銀灯の約４分の１の消費電力で点灯すると言われております。約７５％の節電効果を得られるとされているため、導入による効果はあると考えております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　総務部長になるんですかね。例えばこの会議場のＬＥＤ工事とかされているんですか。これからされるんですか、お教えください。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　ちょっと突然ご質問いただきまして、この会場というのは議場のことをおっしゃっていただいているんですかね。多分、多分といいますか、全て市のほうにおいてはＬＥＤ化工事が進んでいると考えております。また、最終、もし間違っていたら訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　例えばＬＥＤの蛍光灯というのは作られないとかというふうに、蛍光灯の長いやつか、それは作られないようにと聞いていますけれども、その辺の対応は、学校とか、この庁舎とか、その辺の対応はいかがでしょうか、お教えください。

○議長（山本　剛）　村田議員、今のは。

○１番（村田弘行議員）　再質問で、すみません。

○議長（山本　剛）　再質問で、教育部長ですか。

○１番（村田弘行議員）　はい。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　村田議員の再質問にお答えさせていただこうと思うんですが、ＬＥＤの長い蛍光灯がないというのがちょっとよく、ごめんなさい、飲み込めていませんで、例えば、この後、ご質問に上がっております、例えば三上小学校の体育館の工事でございますが、こちらのほうは、体育館というか、照明器具を含めて、工事、ＬＥＤ化のほうは進めているところでございます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員、簡潔明瞭に願います。

○１番（村田弘行議員）　では、５番行きます。高所作業を伴うと思うんです、体育館の工事とか。でも、手の届く交換工事とかもあると思いますので、工事費が高いような気がするんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか、お教えください。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　では、村田議員の５点目のご質問にお答えさせていただきます。後の質問にも出てまいります三上小学校の体育館照明ＬＥＤ化等工事の例でお話しさせていただきますと、体育館のＬＥＤ照明と併せてバスケットゴールの更新を行ってございます。設計に当たりましては、公共建築工事積算基準等ということで統一された基準がございますので、それをもとに積算いたしております。また、指名競争入札により受託業者を決定しておりますので、適正価格での契約ができていると考えております。

以上、答えさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　６番の三上小学校の体育館の工事で、監理業務の委託をしているのは、なぜなんでしょうか、お教えください。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　６点目のご質問にお答えいたします。令和５年度に実施いたしました三上小学校体育館照明ＬＥＤ化等工事の工事監理業務につきましては、良質な施工品質を確保するため、設計図書どおりに施工されているかどうか、工期内に遅滞なく完了するか等を確認することを目的に、監理業務を委託いたしておりました。例えば、本工事の場合、照明のＬＥＤ化工事と併せまして、バスケットゴールの更新を行っております。そのため、電気設備と体育器具の設置工事の２工種を把握必要がございました。その他、解体工事でありますとか、内装工事等、様々な工種が関与いたしますことから、これらの業者間の調整や工程監理をスムーズに行うため、統括的な監理業務が必要と判断し、監理業務をしておりましたところでございます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　例えば、そこで新しくできた子どもセンターみたいなところ、４億４，０００万の工事費で、７００万の設計監理、要するに「さらかん」と言われる、監督の監の「皿」のほうですね。「さらかん」と言われる監理業務を委託されております。２，６００万の工事で、１６０万の委託を、監理委託をするということは、教育委員会に人がいないから監理業務ができないということでしょうか、お教えください。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　では、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。契約金額の多寡によらず、専門的な知識、技量を要するところにつきましては、工事の監理業務に

ついて委託いたしております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　例えば、市の行政がやることは全て裏づけがあります。何とか要綱とか何とか条例とか、そのようなものに合致しているんでしょうか、お教えください。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。おっしゃるように、市の行います事務につきましては、全て決裁という形で事業承認をいただきながら進めさせていただいております。もちろんそのときに手続等々のほうの確認もさせていただいておりますので、問題はないと考えております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　再質問いたします。例規集を見ても、ちょっとどこにも出てこないので、何とかいくら以上とか、工事現場が離れているとか、工事の「竹」の管理の管理じゃなくて、「皿」の監理のほうは、その業者じゃなくて、発注者の意向を酌んだ写真を撮るとか、そのような業務でございますので、また、裏づけがあればまた教えてください。今日はここでやめておきます。

次に、７番目の質問にまいります。三上とかの小学校とか、体育館の工事で、設計業者が９９％で落札されております。令和４年のときに質問したと思うんですけれども、設計業者というのは、１円とか１０円とか１００円とか単位で、工事業者の基本になる設計をやるところでございます。

例えば、この当該業者は、設計金額の何倍もの金額を入札金額で入れたり、また、最近の事例で言いますと、２月１８日に１５者指名して、１者以外全て辞退とか、そのうち２者は入札書さえ届かない、要するに辞退届も出さないという当該業者でございました。前回のときに、こんな業者は入札制度を冒涜しているから、指名停止にすべきだとか言ったんですけれども、その辺、入札を管理する総務部長、お教えください。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　今のご質問、ちょっとご確認させていただきたいんですけれども、今のご質問につきましては、７点目の質問でよろしいでしょうか。

○１番（村田弘行議員）　はい。

○総務部長（川尻康治）　そうしましたら通告に基づきまして、ご回答をさせていただきます。ご質問の設計業務につきましては、令和４年度に発注している業務で、通告いただきました電子入札前の令和４年度に発注している業務でございます。ですので、したがいまして、電子入札につきましては、あくまで入札を執行する実施方式の１つでございますので、入札制度自体に違いがあるわけではございません。そうしたことから、実施方式を変更しても、入札結果には影響は生じないものと考えております。

以上、答えといたします。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　再質問いたします。電子入札をしてくれ、してくれと言って、こういう問題が起こらないようになるからということだったんですけれども、この先ほど例を挙げました２月１８日の１５者指名で、１者だけということで、入札監査委員会か、監視委員会の条件の施行規則というものがあります。その運用状況とか、前の総務部長に聞いて、年に２回開催しているとか言われました。その辺、正しく機能をされているんでしょうか、お教えください。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　再質問にお答えいたします。入札監視委員会につきましては、ご質問のとおり、年２回開催をさせていただいております。そのときに、いわゆる入札を行った業務について、一覧表を作成させていただきまして、入札監視委員会のほうにお諮りして、そこからいわゆる個別案件として選定いただいて、その案件を中心に審議をしていただいているという状況でございます。したがいまして、入札監視委員会については、しっかりと機能していると考えております。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　監視委員会に上程するのは５件とか、そのときは言われていました。それ、この施行規則というやつを見てみますと、どういうんですか、委員会、入札参加の資格とか、指名の理由とか、その辺、諮られることになるんですけれども、あまりにもひどい状況だと、市長が必要と認めるときは上程する、審査にかけるということが書かれてあります。

このように、入札制度を非常に、何か、１５者指名してとか、今回は、辞退届も出さないとか、前も言ったように、紙入札かな、あののときは、そのときでも膨大な金額を出してき

たということで、市長にお伺いします。市長、こういう案件は、入札監視委員会に上程すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　市長のご指名ですけれども、一旦私のほうでご回答させていただきます。いわゆる入札監視委員会のことをおっしゃっていただいていますけれども、少しお待ちください、入札執行要領におきまして、本市の、そのときに、辞退の申出等により入札を辞退したものはこれを理由として、以後の指名等に不利な取扱いを受けるものではないというような規定をさせていただいております。これについては、国についても同様の規定でございますので、そうしたことを含めまして、入札監視委員会の中で、今の村田議員のおっしゃっていただいているご質問に対して、ご意見を求めるということは、本来、いたしかねるものであると考えておりますし、入札を辞退されているであったりとか、高い金額で応札されたということもありますけれども、その背景については、こちらのほうで把握できるというのは非常に困難であると推測されますので、こうしたことから、入札監視委員会においては、その案件を諮ったとしても、同様の回答になると考えておりますので、上程のほうは、入札監視委員会のほうに意見を求めるということは、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○１番（村田弘行議員）　再質問いいでしょうか。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　１５者指名されて、１者入札で１４者、１４者のうち１２者が辞退届を出していて、その２者のうちの１者は当該業務業者、要するに、辞退届を出していないという、今の総務部長とちょっと感覚が違うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　辞退届を出されていないことについても同様だと考えております。そのときの事業者の事情であると考えておりますし、そもそも指名競争入札につきましては、基本的には、いわゆる誘引を目的とする制度でございますので、事業者のほうから入札に参加していただくことを目的に、入札制度があると思うと考えておりますので、そうした面からも、それをもって、いわゆる辞退届がなかったということを理由に、何かこちらからアクションを起こすというようなことはございません。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　とすると、後から辞退届を出せとか、そういうこともアクションは野洲市から起こさないとか、この後もずっと指名を続けるということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　前段のご質問については、今の状況、そのままの状況で、その今の現在の手法、方法、対応によることとしておりますし、事後のどうするかということは、この場でお答えすることは適切でもないと思いますし、ご質問にお答えすることはできないと思います。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　ちょっと村田議員、論点が広がり過ぎているというふうに思うんですけれども、もう少し絞っていただくよう願います。

○１番（村田弘行議員）　これで終わっていますので。

○議長（山本　剛）　それでは、今の質問はもう２項目めはこれで、２件目は終わりですね。

○１番（村田弘行議員）　終わりです。

○議長（山本　剛）　それでは、暫時休憩いたします。再開を午後１時といたします。

（午後０時０９分　休憩）

（午後１時００分　再開）

○議長（山本　剛）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（櫻本直樹）　答弁の修正をさせていただきたいと思います。先ほど岩井議員の１０点目の大会終了後のスポーツの振興について、本市での活動状況についてご説明をさせていただきました武術太極拳、総合体育館で毎週木曜日と申し上げましたが、正しくは水曜日でございます。また、中主Ｂ＆Ｇ海洋センターで毎週水曜日と申し上げましたが、木曜日の誤りでございました。おわび申し上げまして、修正させていただきます。

○議長（山本　剛）　それでは、一般質問を続けます。村田議員に申し伝えます。通告外の質問あるいは逸脱した質問については控えるよう伝えておきます。

それでは、村田議員。

○１番（村田弘行議員）　３番、側溝蓋の件について、再度、何年か前にしたと思うんですけれども、質問いたします。写真を参考にいたします。道路パトロールは都市建設部のほうでしておられますか。お答えください。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、村田議員からのご質問にお答えいたします。道路パトロールは都市建設部で行っておりまして、土木管理課と道路河川課の職員が６班体制をつくりまして、月１回、事故の未然防止を目的として、道路施設点検はもとより、カーブミラーやガードレール等の道路附属物の目視点検を行っております。不具合を発見した際には速やかに対処しているというのが状況でございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　廃棄物のパトロールなんかはシルバー人材センターに委託されていまして、月２回、２２０万前後で委託されていると思うんですけれども、道路パトロールは都市建設部の任意でやっているか、それとも道路パトロール規定みたいなものがあるんでしょうか。お答えください。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、追加質問にお答えいたします。パトロールの頻度であったり、班体制につきましては、所定のルールをつくりまして実施をしております。これの多い、少ないであったり、班体制につきましても、現状を踏まえまして今後も変えていくようなものでございますので、現状としては、先ほどお答えした班体制で実施しているところです。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　例えば、一般質問で、何回か道のことを各議員にされていると思うんですけれども、それを具体的に見に行くとか、そういうことはされたりとか、今週は道路の凸凹を重点的に見ようとか、カーブミラーを見ようとか、何となしに運転しているのじゃなくてちゃんとパトロールしていけば、議員たちが一般質問にまで上げるような箇所も出てこないと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。お答えください。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、追加質問お答えいたします。先ほど説明させていただきました道路パトロールにつきましては、定期的に実施しているパトロールでございまして、議員がご質問されるような市民の方々からの通報であったり、議員の方から指摘された場所につきましては、すぐさま現地のほうに職員が行きまして、状況を確認しているのが実態でございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　ありがとうございます。そこの場所は場所なんですけれども、職員の方が来られて、簡易の合材アスファルトを使って音の鳴らないようにしてもらったという話は聞いてはいました。それで今回、どう言うんですか、野洲市道に関する条例ってやつがありまして、６条に、自治会長が９月末までに市長に要望書を出せば、認否、可否というんですか、やる、やらないとかいう項目がありまして、できれば、今回の当該側溝蓋がカタカタカタカタ鳴るということは、道路河川課の人にも見てもらいました。これはひどいなということでございましたけれども、上程しようと思っております。市長、要望ですので、条例に基づいた要望ですので、上げるつもりでおるんですけれども、内規に決まっていることですので、市長対応は要望はしませんけれども、ぜひ平たい目で見ていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　村田議員のご質問についてお答えします。すいません、この９月までに要望という制度は少しちょっとすいません、私も勉強不足で承知しておりませんでしたが、様々な形で行政懇談会でありますとか、自治会からの様々なご要望でこの道路に関するご要望いただいているところでございます。道路担当部局のほうで優先順位、また、現場を見てその状況をしっかりと把握した上で、適切にこれまでも対応しているというふうに考えておりますので、ご要望いただくことは結構でございますけれども、こちらのほうとしましても、適切な対応を引き続き取っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　２番が終わりましたけれども、３番、冨波甲のコンクリートをかぶせる工法について、これはどのような工法なんでしょうか。例えば、グレーチングを外して中の堆積物をどのように取るのか、お教えください。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、３点目のご質問にお答えいたします。写真でご紹介いただいたコンクリートをかぶせる工法につきましては、側溝蓋のがたつきによる騒音を解消するために、まず、既存の側溝蓋がある場合はそれを取り外しまして、中の堆積物も一旦取り外しまして、その上で鉄筋コンクリートを敷いた上で、側溝蓋と側溝を一体化するようにコンクリートで固める工法となっております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　前回質問したときは、緩衝材、ゴムとかパッキンとかでずれ防止でやるということでしたのですけれども、冨波甲のこれを見て、いいなと思っておりました。ただ掃除とかはどのようにされるんでしょうか。具体的にお教えください。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　質問にお答えいたします。現状としては、側溝をかぶせたところの底に堆積物がたまって水があふれるというような現象は起こってない状況ですけども、万が一その水の詰まり等が確認できるようでしたら、水圧等で中の土砂を排除して通水できるように対処するような方法を考えたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　ありがとうございました。できれば大きな側溝なんですけれども、うちの在所にあるところは、ぜひともコンクリート蓋でやっていただきたいのはやまやまなんですけれども、条例のやつに、４条に、原材料を支給することができると書いてあるんですけれども、例えば、道路工事に使うランマーというて、カタカタカタカタと転圧する機械なんかを借りてきて、原材料を野洲市のほうから支給していただいてやっても構わないものなんでしょうか、お教えください。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　ご質問にお答えいたします。条例の中では、そういう機材等貸与する形、支給する形で実施できる規定としておりますけども、現状としましては、それに伴う安全性であるかとか、そういう部分が非常に重要な観点となってきますので、ご相談いただいた内容に応じまして、こちらのほうでは対応していきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　村田議員。

○１番（村田弘行議員）　分かりました。ぜひともご相談申し上げて、できれば市の予算でやっていただくのが一番いいんですけれども、それを待つ間、ちょっとでも音がならないように、できるならやりたいと思っております。

これをもちまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（山本　剛）　次に、通告第９号、第５番、木下伸一議員。

○５番（木下伸一議員）　第５番、公明党の木下伸一でございます。議長がいつもおっしゃっているように簡潔明瞭な質問を心がけたいと思いますので、答弁要求者の方々、皆様よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。野洲市における献血推進活動について。日本赤十字社ホームページによると、献血とは、病気の治療や手術などで輸血を必要としている患者さんの貴い命を救うために、健康な人が自ら血液を無償で提供するボランティアとしております。１６歳から６９歳までの健康な方が対象で、県内では常設の献血センターと血液バスがほぼ毎日運行されることで、献血液が確保されています。

厚生労働省のホームページによると、平成１４年７月、献血等血液事業の基本理念や国等の関係者が責務を定めた安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律が成立いたしました。この法律は、血液製剤の安全性の向上、国内献血による国内自給を基本とする安定供給の確保、適正使用の推進とともに、血液事業の公正かつ透明な実施体制の確保を基本理念に掲げておられます。また、血液事業に関する施策について、国の定める基本方針をはじめとする各種計画等を策定し、公表することとされました。

そして、滋賀県では滋賀県献血推進協議会があり、その設置目的は、県民の健康保持のため、医療に必要な血液を献血により確保することは不可欠であることから、血液の重要性について広く県民の意識を高めるとともに、血液の供給を献血により確保する体制を確立するためです。その中で、滋賀県献血推進計画を立てられていますが、令和６年度の計画を確認したところ、各市の献血者確保目標数や前年度の実績が上がっておりました。令和５年度では、野洲市の献血者確保目標数は１，５７０名に対して実績は１，３２５名になっておりますので、約８４．４％の達成率となっております。

そこで１問目の質問に入らせていただきます。近年の野洲市における献血推進活動の課題をお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　それでは、木下議員の１点目のご質問にお答えいたします。本市において、献血者として受付を行った方の数は、過去５年間では、令和２年度を除き、年間１，４００人程度でほぼ横ばいで推移している状況です。一方、献血可能年齢は、先ほど木下議員からご紹介もいただきましたけれども、１６歳から６９歳までと制限がございますため、今後は少子高齢の進展に伴い、献血者数が減少していくことが見込まれます。令和６年度滋賀県献血推進計画では、将来にわたって安定的に血液が供給される体制を維持するため、若年層に対して重点的に献血の普及啓発に取り組むこととしており、当市においても、若い世代の献血者数を増やすための取り組みが今後の課題と考えております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　今、健康福祉部長のほうからご答弁をいただきました。これは野洲市に限らず、どこの滋賀県の１９市町にも当てはまることかと思うんですけれども、今、野洲市におきまして、令和６年度に若年層の重点的な取り組みをされるということをお聞きしました。その内容が、もし分かれば、教えていただけますでしょうか。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　ただいまの再質問にお答えいたします。若年層に対して重点的に献血普及啓発に取り組むということで、特に高校生、大学生等への啓発を行うことで、若年層献血者の確保を図るということで計画上されているところでございます。

以上お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　今、高校生や大学生を中心にということで今、お話をいただいたんですけども、具体的なところまではまだ決まってないのでしょうか。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　お答えさせていただきます。具体的な内容ですけれども、計画上に書いてございますのが、例えばはたちの献血キャンペーンとか、そういった若年層にターゲットを絞ったキャンペーンを行うでありますとか、あるいは、学生献血推進イベント等の実施ということで、例えばサマー献血でありますとか、クリスマス献血でありますとか、そういった啓発イベントを実施するということで、計画のほうには挙げられているところでございます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　今、いろんなお話をいただきました。後ほど述べるところにはなるんですけれども、１０代から３０代の若年層の献血者数がこの１０年間で約３２％減少しているという厚生労働省の資料がございます。今、健康福祉部長がおっしゃったように野洲市におきましても、１人でも多くの方に献血してもらえるように、いろんな取り組みをよろしくお願いいたします。

それでは、２つ目の質問に入ります。近年の野洲市における献血推進活動の取り組みをお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　それでは、２点目のご質問にお答えいたします。本市の献血推進に向けた取り組みとして、１点目は、献血会場に足を運びやすい環境づくりの推進でございます。献血は、市内では移動採血車により、事業所やスーパー等で年間４１回実施されており、うち３回は野洲市役所で実施されております。献血者のうち、会社員及び公務員の割合が県全体の７５％を占めておりまして、献血会場に足を運びやすい職場環境をつくることは有効な手段と考えられることから、市役所で献血を行う際には、事前に周辺事業所へ協力を依頼し、また、来庁者や市役所職員へは献血前日から本庁舎の一斉放送による協力の呼びかけを行うことで、積極的な献血参加を促しております。献血協力者へは記念品を手渡し、献血の継続を促しております。

２点目は、普及啓発活動です。献血への理解と協力を求めるため、強調月間でのキャンペーン、広報紙及びホームページでの広報、健康管理アプリＢＩＷＡ―ＴＥＫＵでの情報提供及びポイント付与を行っております。

また、若い世代の献血者数を増やす取り組みとして、毎年１月のはたちの献血キャンペーン中に行われるはたちの集いでは、啓発物の掲示や配布を行うことで、今年は４５４人の参加者に理解と協力を求めた他、乳幼児健診等で若い世代の利用者も多い健康福祉センターにおいては、啓発物の常設を行っているところでございます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　今、年間、野洲市におきまして、年間４１回のうち市役所が３回ということで、その中で会社員の方、また公務員の方が７５％を占めるという数字を今、

教えていただきました。本当にこういう形で、市役所の方にも職員の方にもご協力いただき、ありがたいことだと思います。令和５年度の、ここに１，５７０人の目標の設定があると思うんですけれども、この１，５７０名という数字はどのような考えのもとでこの数字を設定されたかを教えてください。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　献血者確保目標数、これがどのように決められているかということで、ご質問いただきました。この献血者確保目標数でございますけれども、まず、厚生労働省が示した献血の確保目標数を基に、日赤の近畿ブロック血液センターが各近畿府県の目標数を設定し、同じく日赤の滋賀県赤十字血液センターを経由して、県のほうで市町ごとの目標数を設定しているというふうに伺っております。

また、各市町の目標数を設定するに当たっては、昼間人口、昼間の人口や前年度の献血バスにおける献血実績などを反映して設定されているというふうに伺っております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　今、詳細について教えていただきました。ありがとうございます。では、そこの、この数年になるんですけれども、野洲市の目標と実績というのは健康福祉部長もちゃんと把握されていると思うんですが、達成率という推移ですか、その辺を分かる範囲で結構なので教えていただけますでしょうか。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　お答えいたします。過去５年の野洲市の目標達成率ということで、お答えさせていただきます。

まず、令和元年度は、目標数１，３９０人に対しまして実績が１，４０７人ということで、達成率は１０１．２％でございます。令和２年度におきましては、目標数１，４００人に対しまして実績が１，２０８人ということで、達成率が８６．３％。それから令和３年度ですと、目標数１，２７０人に対しまして実績が１，４１２人ということで、達成率が１１１．２％。令和４年度でございますが、目標数１，４７０人に対しまして実績が１，４８１人ということで達成率が１００．７％。令和５年度でございますけれども、先ほど木下議員のほうから実績が１，３２５人と、それから、達成率が８４．４というふうにご紹介をいただいたんですが、その後県のほうで修正をされまして、令和５年度、修正後の数字でございますが、目標数１，５７０人に対しまして実績が１，４０４人、達成率が８９．４％と

いう状況でございます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　５年間にわたる詳細の数字を教えていただきまして、ありがとうございます。この数字を見させていただくと、私は個人的にコロナのときは少ないのかなと思っていたんですが、そこのところも、２年、３年、４年ぐらいだと思うんですけれども、１００％、２年は８６．３％ということであれですけれども、これは何かデータ的に、コロナで単純に少ないという勝手な私の判断だったんですが、何かその根拠というとおかしいですけれども、もう野洲市の皆様のご努力だと思うんですが、何かそういう、常に２年と５年は９０前後ですけれども、あとは１００を超えている状況になっておりますので、滋賀県の市町の中としては、大体全体でどれぐらいの、１９市町において、ポジションというとおかしいですけれども、別に順位をつけるわけではないんですが、達成率でいくとどれぐらいなんでしょうか。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　ただいまの質問にお答えさせていただきます。今、過去５年の実績をお答えさせていただきましたけれども、木下議員お見込みのとおり、令和２年度のみ実績が１，２００人と、大幅に落ち込んでおりますけれども、これは明らかにもうコロナの影響を受けたものというふうに我々も考えておりまして、それ以外の年度におきましては、献血者数は毎年１，４００人程度で、特に大きな増減はないという状況でございます。

一方、国が示す献血の確保目標数のほうでございますけれども、令和３年度にコロナの影響で大きく下方修正された以外は、一貫して上がり続けているということで、これはやはり高齢化の進展で、全国的に献血の確保数量が足りていないためというふうに考えております。

つまり、この５年間ですけれども、達成率だけを見ると、１００％上回ったり下回ったりしているわけでございますけれども、これはコロナが影響しているためというふうに我々分析しておりまして、コロナがもしなければ、この確保目標数というのはずっと上がり続けていたであろう。その一方、実績につきましては、先ほど申しましたようにずっと横ばい、１，４００人で横ばいの状況でございますので、もしコロナがなければ、達成率としてはずっと下がり続ける傾向であっただろうというふうには考えております。

野洲市の状況でございますけれども、他の市町と比較しまして、野洲市としては、献血で言いますと高いほうというふうに認識はしておりまして、居住地別の献血者数を見ますと、野洲市の献血者数は２，２３６人という、住所地で見た場合の統計がまた別にあるんですけれども、これでいきますと、先ほど申しました献血可能人口、１６歳から６９歳の方に占めるこの割合というのが７．０％ということで、全市町で見ると５番目に高い数値となっているわけでございまして、他の市町と比べると、高いほうではあるんですけれども、先ほど説明させていただきましたとおり、達成率としては減少傾向にあるということでございまして、今後は献血可能人口、今、野洲市で大体３万２，０００人前後なんですけれども、この献血可能人口は今後は減少していくということが見込まれますので、より一層の啓発への取り組みが必要ではないかというふうに考えております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　野洲市は滋賀県の１９市町の中で５番目に該当するということで、皆様のご努力、また、野洲市民の方の、そういう献血をしていくという行動が、この数字に表れているんじゃないかなと思っております。

次の質問というか、させていただきます。献血というのはもちろん日本赤十字社が主催をされておりますが、野洲市としてもその周知方法、工夫が大事かなと思っております。今、部長がおっしゃったようにホームページでは献血というところがあるんですけれども、例えばになりますが、野洲市の広報、月１回発行される広報や、野洲市の公式ＬＩＮＥを活用していただいて、野洲市内で実施されている献血会場の場所と日時、例を挙げると今、健康福祉部長おっしゃったように市役所では年３回されているということになります。また、野洲市におきましては、商業施設さんの協力もいただいております。アル・プラザ野洲さんとイオンタウン野洲さんで開催されているということを、年３回ずつなので合計６回になりますかね、市役所の分を入れると年９回、献血バスが野洲市内に来ているということになると思うんですけれども、市役所以外の献血会場の場所、それと日時を掲載していただきたいということがご提案させてもらいたいと思うんですけれども、健康福祉部長のご見解をお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　ただいまの再質問にお答えさせていただきます。献血バスでございますけれども、日赤の滋賀県赤十字血液センターでは、献血バスを受け入れて献

血に協力いただける企業、団体を常時募集されているところでございまして、身近な場所を献血会場とすることで、協力していただきやすい環境づくりに現在取り組まれているところでございます。

この献血バスによる献血ですけれども、基本は、会場となる事業所等に勤務されておられる従業員の方を対象としているところでございまして、一般市民の方に周知はできないんですけれども、野洲市内におきまして、木下議員からもご紹介いただきましたように、例えばアル・プラザ野洲でありますとか、イオンタウン野洲と言ったところは、一般市民の方に献血を協力いただくということも可能となってございます。このことから、この２会場で献血を実施する場合においても、実施日等を広く市民の方に周知できないかということで、まずは検討してまいりたいと思います。今現在、市役所で実施する場合のみを広報しているんですけれども、それに加えて、アル・プラザ野洲とイオンタウン野洲も掲載して、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

もう一点、周知方法ということでご提案いただきました公式ＬＩＮＥについてでございますけれども、今まさに健康福祉部、健康推進課のほうでも考えているところでございまして、今現在、市のホームページと広報紙で広報しているところですけれども、さらに来年度から公式ＬＩＮＥによる周知も実施できないかということで、ちょうど検討していたところでございますので、これも併せまして検討させていただきたいと考えております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　本当にいろいろと前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。今日も、皆さんご存じの方もおられるかもしれませんけれども、野洲市の公式ＬＩＮＥのほうで流れたところは、乳幼児健診の日程が掲載されていると思います。こういう形で今、健康福祉部長がおっしゃったように、いろんなツール、もちろん広報、ホームページもそうですし、広報もそうですし、今、令和８年度から検討されている公式ＬＩＮＥ、野洲市の公式ＬＩＮＥ、そういう形で周知していただく形を取っていただくと、より分母というか、広がっていくのではないかなと思います。

もちろん献血される方というのはなかなか正直、ハードルが高いという言い方がおかしいかもしれませんけれども、もちろん注射の嫌いな方もおられますし、お忙しい方もおられますし、もちろんいろんな制約があるかとは思うんですが、そう考えていくと、そこを本当に近所でやっているなとか、私は三上に住んでおりますので、いつもアルプラ野洲で

献血をさせて、年１回程度になりますけれども、させてもらっているんですけれども、やっぱりそういう形で、１回も行ったことのない方が、じゃあ、１回献血行ってみようかという思ってもらえるような対策を今後やっていただければと思うんですけれども、先ほど健康福祉部長のお話の中で、企業団体にもその献血活動についてご協力をいただいているというお話があったんですが、今までの中で、企業さんとか団体さんとかでご協力いただくところはございますでしょうか。もし、なければないという形で結構です。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　ただいまのご質問にお答えいたします。今、木下議員、ご質問いただいたのは、うちのほうから周辺事業所のほうに協力いただいた実績があるかどうかということでよろしかったですかね。年間３回、市役所のほうで献血のほうを実施しておりますけれども、その都度、周辺の事業所、５つの事業所に対して、毎年、協力依頼ということで文書を発出しておりまして、広く協力を呼びかけているところでございます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　ちょっと私の質問がややこしかったので、申し訳ありません。ありがとうございます。厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社は、献血者が減少傾向にある冬期におきまして、安全な血液製剤の安定供給の確保を図るため、今、健康福祉部長がおっしゃったはたちの献血キャンペーンを令和７年１月１日から２月の２８日の２か月間実施されました。ちょうど今終わったところだと思うんですけれども、多くの患者さんの病気やけがの治療に使われている血液製剤は、献血でご提供いただいた血液から作られております。血液はもちろん人工的に作ることはできず、長い間保存することもできません。また、献血者の健康を守るために、１人当たりの年間献血回数や献血量には制限があります。そのため、安定的に血液製剤を届けるためには、日々多くの方の協力が必要だという状況になっております。

日本では、少子高齢化の影響により、主に輸血を必要とする高齢者層が増加し、若い世代が減少しております。少子高齢化は、献血事業にも大きな影響を与えております。１０代から３０代の若年層の献血者数は、先ほども申し上げましたとおりこの１０年間で約３２％も減少しており、厚生労働省の発表になっております。このまま減少が進んでいくと、血液の安定供給に支障を来す恐れがあります。今後、患者さんに血液を安定的に届けるためには、今まで以上に若い世代の献血への理解や協力が不可欠である現状があると思いま

す。キャンペーン期間中はポスターやインターネット等による広報を通じて２０歳の若者を中心に広く国民各層に献血について普及啓発し、献血への理解と協力を呼びかけておられました。

献血は自発的に無償で血液を提供していただくことであり、中学生は献血可能年齢ではございませんが、今後、医療機関に安定的に血液製剤をお届けするためには、献血可能年齢になる前から、将来の献血者として普及啓発することが重要と考えられます。厚生労働省では若い世代の方々に向けた献血の普及啓発活動を推進の一環として、中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを平成１７年度より作成され、令和６年度も、このポスターのキャッチフレーズを「きみの一歩を待っている。１６歳からの献血」と決定されております。厚生労働省では、献血ちゃんからのＳＯＳと題した小学生向けの約２分３０秒の動画があったり、日本赤十字社にも小中学生向けの動画や小冊子が作成されたりしております。令和６年４月には、文部科学省より学校における献血への理解増進に向けた取り組みについてとの文書が発出されております。そこには、将来にわたって安定的に血液を確保するために、献血可能年齢前の児童生徒も含め、若年層を対象とした献血の普及啓発が重要であり、令和５年６月１６日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針２０２３に、小中学校現場での献血推進活動が盛り込まれたところでありますと書かれております。

ここで３つ目の質問に入ります。野洲市における小中学校での献血推進活動の取り組みを教育長にお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　では、木下議員３点目のご質問にお答えをします。小中学校における献血推進活動については、日本赤十字社及び厚生労働省が作成している冊子の配布やポスター掲示等で周知をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　今、教育長のほうから冊子とポスターを取り組みしているということになるんですけれども、例えば、今、もちろん今の子どもたちの世代というのはもうデジタル世代になっておりまして、先ほど私が紹介させていただきました動画というのもあると思うんですけれども、この動画というのは今後、そういう形で献血推進活動の取り組みの中に入れていただくことは可能でしょうか。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　今申しました、特にポスターであるとかあるいは冊子であるとかというふうなとこら辺から、例えば特に興味を持って見るというものについては、そういう方法もあるかなというふうには思いますが、全体的にこれを見ましょうというふうなことには、今現状においてはまだなってないかなというふうに思います。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　ありがとうございます。もちろん小学生の段階から、献血のことも言うのもちょっと時間がありますので難しいかもしれませんけれども、中学生になってくると、もう１６歳というのはすぐ目の前に来ると思います。やっぱり、先ほどの健康福祉部長のご答弁にもありましたけれども、１０代から３０代の若年層の方への献血活動への周知、献血に行こうという思いを若い、若いというか、早いうちから皆様に、若いうちから皆様に教えていただく必要があるかと思うんですが、もう一度教育長の見解をお伺いします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　今ほど議員がおっしゃったとおりでありますので、若年層に向けての啓発ということを大変大事だというふうに思います。高校生、大学生あたりは中心になるかと思いますけれども、今後、小学生それから中学生においても、また、その時期になりましたら、啓発をしていきたいなというふうに思います。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　もちろん、今、小中学校の子どもたちのカリキュラムというのはもう本当に目いっぱいになっていると思います。もちろんその中で、例えば時間をつくっていただくとかいうのは難しいとは思いますが、今後また、野洲市だけでなく、滋賀県全体、これは日本にも当てはまると思いますけれども、そういう現状で、献血の血液の確保量が減っているというところをご理解いただいて、もう一度、また、再検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと追加になりますけれども、先日草津にあります滋賀県の赤十字研究センターに、今は血液の確保量はどんな感じですかという問い合わせを、３月３日現在でさせていただきました。やっぱり想定した答えのとおり、もう今の現時点では目標は達成していないと。でも、今、野洲市の中の献血の市民の皆様の方はもう１９市町で上から５番目に当たると。そう思うと、野洲の市民の方々の献血の意識というのは高いのではないかなと、個人的な

判断ではありますけれども、やっぱり先ほども述べましたが、年にもう限られるんですよね、献血できる回数というのは。そうなってくると、また、年齢も限られますから、また皆様のお力を貸していただきながら、いろんな方法を用いて、献血に行こうと思ってもらえるような施策、施策とちょっとオーバーな言い方かもしれませんけれども、対策を取っていただければと思います。

令和５年度の、中学生を対象とした献血への理解を促すポスターのキャッチフレーズは、３１１点の公募から選ばれたそうです。この作者がキャッチフレーズに込めた思いが、厚生労働省のホームページで次のように掲載されております。少し長いキャッチフレーズなんですけれども、私自身これを読ませていただいてとてもすてきな文章だとも感動して、すてきな文章だと思いますので、ちょっとこの場をお借りして読ませていただきます。「人助けの人はあなた自身の知らない誰かであり、その誰かの大切な人たちであり、その人たちが関わっていく全ての人たちであり、そしてあなた自身です。献血はあと少しで１６歳になられる皆様ができるようになる人助けの選択肢の１つです。献血を通じて、あなたの知らない誰かを助けると同時に、その周囲の誰かをも救い、いずれあなた自身を救うことになります。私の悔いは１６歳から献血ができることを中高生の頃に知らなかったことです。興味を持ったら、いろんなことをどんどん調べて世界を広げてください。献血についてもまずはどんどん調べて、広げた世界に友達を、家族を巻き込んで、大きな渦をつくれればいいな。人助けって社会を、世界を変える第一歩だと思っています。優しさや笑顔の連鎖を１６歳になったあなたからスタートしてみませんか」とありました。

もう本当にこの文章を私も何回も読ませていただきましたけれども、感銘を受けました。先ほども申し上げましたように私も年１回ではありますけれども、献血活動、２回できるときもあるんですけれども、させていただいております。私自身は今年で５８歳になりますので、残り１０年なります。１０年全部できるとは限りませんけれども、でもそういう思いで、少しでも困っている方のお力になれればいいかなと思っております。

今回、この献血のことを一般質問させていただいたのは、やっぱり１人でも多くの方が、先ほども申し上げましたとおり、献血活動に関心を持っていただいて、また、献血を必要として困っている人々のために、献血にご協力をいただける方が増えることを願って、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

では、２問目の質問に入らせていただきます。野洲市における子ども食堂の支援についてです。現在滋賀県には２００以上の子ども食堂があると言われています。滋賀県ホーム

ページでは、次のように記載されています。全ての子どもが生まれてきてよかったと思える社会づくりの取り組みの１つとして、地域の中での子どもたちの居場所づくりを進めています。県内に広がる子ども食堂は、地域の中で子どもたちの１つの居場所となり、子どもだけでなく、子育て中の方や高齢者など世代間を問わない交流の場となっています。

滋賀県ではその理念から子どもを歩いて行ける小学校区に１つ以上子ども食堂がある状態を目指し、滋賀県社会福祉協議会とともに公私協働で、子どもの笑顔はぐくみプロジェクトを展開し、支援の場を広げられております。子どもの笑顔はぐくみプロジェクトは、滋賀県内で滋賀県内２００か所以上に広がる遊べる、学べる、淡海子ども食堂の継続的な運営へのバックアップなど、子どもを真ん中に置いた地域づくりをさらに進めるための応援団をつくるプロジェクトとされております。そのホームページによると、子ども食堂とは、ご飯を通じて、地域ぐるみで子どもを見守り育てていく垣根のない居場所とされ、食堂をきっかけに様々な世代がつながり、困っている人を放っておかない、温かいまなざしの地域づくりを目指すと記されています。子どもたちが安心できる人たちと出会い、みんなで囲む温かいご飯や勉強、遊び場を通して、地域の中で大事にされてほっと安心できる食堂を目指されています。

また、認定ＮＰＯ法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ理事長の湯浅誠氏は次のように述べられております。「子ども食堂は食べられない子どもが行くところといったイメージを持たれていましたが、徐々に、老若男女を問わず、受け入れる地域の居場所として理解されるようになってきました。こうした居場所が身近にあることが当たり前になれば、地域のインフラになったといえます。全国の子ども食堂の数が中学校数を超えつつある現状は本格的にインフラになり始めたと見ている。人口減少が進む中、地域の持続可能性に対する不安が高まり、地域コミュニティを維持するためであったり、住民自らがつながる、再生を求めたりする背景から、子ども食堂が広がってきた」と分析されております。ただ、その中で課題といたしまして、子ども食堂の数が足りていないため、落ち着いて過ごせる場所でなくなってきたことや、深刻な物価高、後継者不足、民間のボランティアであることから、人、もの、金が潤沢でない等があると指摘されております。

滋賀県におきましては、国の地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰が続く中においても、子どもたちの体験機会を確保するため、滋賀県社会福祉協議会を通じて、県内の子ども食堂、実施団体に補助を行っておられます。子ども食堂は民間のボランティア活動ではございますが、地域の支え合いによる地産地消にもつながり、居場所づくりとともに地域

の活性化につながると思います。

では１つ目の質問に入ります。子どもの居場所づくりの野洲市の取り組み、子ども食堂以外を健康福祉部政策監にお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、木下議員の２点目の野洲市における子ども食堂の支援についての１問目でございます、子どもの居場所づくりの野洲市の取り組み、子ども食堂以外につきまして、お答えをさせていただきます。本市における子どもの居場所づくりの取り組みでございますが、子ども食堂以外についてでございますが、就学前の子どもを対象といたしました子育て支援センターでの交流事業や、また、小学生を対象といたしました学童保育事業、いわゆるこどもの家の運営でございますが、実施をさせていただいているところでございます。

その他、地域の中での子どもの居場所づくりといたしまして、各学区のコミュニティセンターを拠点に、土曜日に実施をしております放課後子ども教室事業につきまして、料理や工作、あるいはスポーツなど様々な体験の場を提供させていただいているところでございます。

また、市民団体等の活動によります子育てサークルや、また、社会福祉協議会が中心に活動をされていらっしゃいます地域の居場所づくり、また、学習支援事業でありますやすクールなどがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　今、健康福祉部政策監のほうから、詳細な居場所づくりのことで教えていただきました。私の子どもも今もう大学生になっているんですけれども、小学生のときは三上の学童、今で言うこどもの家になるんですか、学童のお世話になって、私ももちろんそのときは自営業、今もしていますけれども、つれあいもフルタイムで働いておりましたので、本当にその学童のありがたさというのが身に染みて感じております。

そういう形で、ますます今後共働きされている家庭も、共働きだけではないですけれども、そういう形で子どもさんをみてもらえないところが多いと思いますので、学童の、より、今以上の充実をお願いしたいと思うんですが、その居場所づくりと学童における今後の課題や現状というのがもしございましたら、分かる範囲でいいので教えていただけますでしょうか。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、木下議員の再質問についてお答えをさせていただきます。学童保育事業でございますけれども、子どもにとっては、学校あるいは家庭以外の貴重な居場所という形で楽しんでいただいているところかなというふうに思っています。また、保護者様につきましても、安心して預けられる場所であるというふうに思っていただいているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

現在、学童保育所でございますけれども、年々希望者のほうは増加をしている状況でございます。１，０００人を超えている状況でございます。３年生以下、１年生、２年生、３年生におかれましては、５０％を超えて６０％近くになっているというような状況でございます。

そういったところ、社会福祉協議会さんのほうが受託をしていただいて、丁寧な質の高い保育をしていただいているところも大きな要因ではないかなというふうに思っているところでございますけれども、そういったところで、非常にたくさんの方がご利用いただいているというところで、受皿である施設が満杯になりつつあるというところもございまして、北野学区あるいは中主学区におきましては、専用施設のほうがキャパ的にいっぱいになっているというような状況でございますので、学校の施設をお借りさせていただきながら、現在、学童の子どもさんたちを受け入れさせていただいているというところでございます。

課題でございますけれども、今申し上げた、非常に高い、我々からしますと、保育のほうをさせていただいているのかなというところもございまして、ニーズのほうが高まっているというところがございます。そういったところの受皿としてしっかりと整えていくというところが今後においても課題かなというふうに思っているところでございます。

また、今年度もトライといいますか、試験的な形で昼食のほうを提供させていただく、有償でございますけれども、させていただいているところでございます。こういった新たなサービス等々、よりその場所で、楽しく、あるいは有意的に過ごしていただけるような、新たなそういったサービスについても、今後の課題かなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　今、健康福祉部の答弁のほうから１，０００名を超えているとい

う数字を今、教えていただきました。当然もう私の子どもが行ったときとはもう違いますので、当然のことだと思うんですけれども、もちろん、子どもたち同士のことになりますので、けんかがあったりとか、職員さんの本当に大変な業務、業務と言うとおかしいですけれども、職員さんの方々の努力によって居場所づくりとしてのこどもの家がより充実した居場所になることを期待したいと思いますので、また、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、２問目の質問に入ります。野洲市における子ども食堂の状況や、課題を市長にお伺いさせていただきます。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、野洲市におきます子ども食堂の状況や課題についてのご質問にお答えいたします。まず、野洲市におきます子ども食堂の状況ですが、県と県社会福祉協議会が公私協働で取り組まれている子どもの笑顔はぐくみプロジェクトの中で、子ども食堂つながりネットワークＳＨＩＧＡが構築されており、ネットワークに加入されている市内の子ども食堂は現在４か所となっています。なお、今年の４月から北野学区で新たに１か所開設を予定している子ども食堂があると聞いているところです。

市内の子ども食堂全ての活動を具体的に把握しているわけではございませんが、食事の提供を通じました子どもの居場所づくりのみならず、保護者や地域の様々な人がつながる地域の交流拠点として、また、多世代交流の場として運営されているところが多いと認識をしています。

一方、課題としましては、全国子ども食堂支援センター・むすびえが、２０２４年に実施しました調査によりますと、運営資金や運営スタッフの不足、支援が必要な方への周知の方法、また、食材の不足といったところが共通課題となっておりまして、特に昨今の物価上昇による影響を受けている団体が多いという結果が出ております。実際に市内子ども食堂を運営されている活動団体からもこのような声を、私自身、直接お伺いをさせていただいておりまして、課題として認識しているところでございます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　来年から北野がまた入られるということでトータル５軒ということを今、市長のほうからお伺いしました。ますます、やはりこれは数が多ければいいということではないんですけれども、野洲市としての、今、子ども食堂の状況、課題を市長からお伺いしました。

では、次の３つ目の質問に移ります。野洲市役所における子ども食堂に関する相談等の窓口はどこになるか、市長にお伺いします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　野洲市における子ども食堂に関する相談等の窓口についてのご質問にお答えいたします。現在県と県社会福祉協議会が公私協働で、企業や団体等から寄附等の支援を受けながら、子ども食堂を全県的に支援する体制が構築されていることに加えまして、地域の居場所づくりをはじめとする日常的な困り事に関しましては、野洲市社会福祉協議会が地域の相談窓口として役割を担われているところです。

一方、行政におきます市民活動団体、この相談窓口としては、野洲市におきましては、市民協働室が設置されておりますが、子ども食堂の活動が子どもの居場所づくりにとどまらず、多様な活動をされているため、相談内容に応じまして、最も施策に関わる担当課が適宜対応を行っているところでございます。

子ども食堂に関する行政への相談窓口ということでお困りであれば、まず、野洲市の総合相談窓口として健康福祉部市民生活相談課にご相談いただき、相談内容によって適切に関係課につなぐ、あるいは庁内で連携を図ることによりまして、対応させていただきたいと考えております。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　今、市長のほうから市民生活相談課が窓口であるということで、今までこれがなかったんですね、話を聞かせていただきますと。もちろん個人的には相談に行かれた方もあると思うんですが、野洲市は、今までそういう窓口がなかったということで、先日、ある主催者の１人の方とお話をさせてもらっていたんですけれども、ようやくこの野洲市も、櫻本市長になられて、この子ども食堂の窓口ができたというか、これは本当にその方も大変喜んでおられましたし、そういう形でまず、一歩前進できたことは本当にありがたいなと思っております。

最終的には、もちろん支援というテーマではさせてもらっておりますけれども、今市長からもおっしゃいましたが、本当に物価高で、もちろんボランティアの方が例えば野菜を持ち寄ったりとか、自分の作った野菜とか、お米とか、そういうのを持ってこられてされております。そういう状況を見ると、何かこう行政のほうで支援する対策があるかとは思うんですけれども、もし、市長の中でそういう思いが何かございましたら、お話しいただければありがたいです。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、子ども食堂の取り組みに対します支援策の今後の見通しについて、お答えさせていただきたいと思います。

まず、この子ども食堂に対します支援につきましては、県からの拠出金をはじめまして、企業や団体等に対して、物資の提供や寄附、人的支援などを募りまして、寄附された食材等を子ども食堂のニーズに応じて迅速に届ける仕組みが既に整備されているところであります。また、県の社会福祉協議会では、子ども食堂開設時には１０万円の助成支援を行っている他、昨今の物価高騰の状況下において、県では、国の地方創生臨時交付金を活用して、活動１回につき１万円の助成制度を設けられておられ、令和７年度においても、県で予算要求中であるということを確認させていただいております。

さらに、野洲市の社会福祉協議会では、子ども食堂の立ち上げや運営相談にも応じていただいておりまして、子ども食堂を運営する市内の活動団体に県社会福祉協議会も含めた交流会の開催も予定されていると伺っております。

このように地域の皆さんが継続的に子ども食堂を支えようという取り組みが全県的に進められているところでございます。このため、現在のところは、市のほうでのこの子ども食堂を直接支援するというところまでは考えてはおりませんが、当市におきましては、第３期の野洲市地域福祉計画に基づきまして、子ども食堂をはじめとする住民主体による地域活動や、居場所づくりのあり方について、現在も議論を行っているところでありまして、地域福祉計画推進委員会の委員など、住民の皆様の声を受け止め、野洲市社会福祉協議会と当市との連携による多様な居場所づくり、また、持続可能な住民福祉の活動拠点のあり方について、引き続き検討したいというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○５番（木下伸一議員）　いろいろと教えていただきました。ちょっと私事にはなるんですけれども、昨年の１０月から１２月の３か月の３回になるんですが、ある子ども食堂の中に入らせていただくというとおかしいんですけども、一緒に作業をさせていただきました。もちろん、行くことによって、いろんな状況が見えてくると思うんです。私、家でも主夫、主な夫のほうの主夫ですけど、家でも家事しておりますので、自分のマイピーラーを持っていきまして、ちょうどそのときはカレーライスが子ども食堂のメインの料理やったんですけども、そこでジャガイモとか、ニンジンとかそういうのピーラーで普通にしていると、一緒におられるボランティアの主婦の方が、あんた上手やなみたいな感じで褒めて

いただいて、毎日家でやっていますみたいな感じで笑ってたんですけれども、やはりそういう現場に入ることによって、そのときは１２０名の子どもさんたちが来られてました。実際１時ぐらいからその下準備に入って、中ちょっと途中休憩ありましたけれども、子どもたちがご飯を、もちろん１回で収まり切れないので、中主小学校とコミセン中里を子ども食堂さん、借りられているんですけれども、そういう形で、本当に１２０人ぐらいの子どもさん、児童と、あとスタッフを入れると１４０ぐらいの方々の料理を大体１０人前後の方だと思うんですけれども、主に中主の主婦の皆さんがされている形になって、本当にいろんなお話を聞かせていただいて、子どもたちのやっぱり笑顔を見ていると、本当に何というんですか、作った人の苦労が報われるじゃないですけど、カレー１つにしても、もちろん１４０人分もカレーを作るので量は多いですけれども、子どもたちが、ごちそうさま、おいしかったよとか、逆にニンジンが嫌いな子、タマネギが嫌いな子とかいると思うんですけれども、その子どもたちはニンジン残してごめんなさいと言うて、そういう形で帰っていくというか、残して当たり前ではなく、やっぱり物を、食べ物を大事にするということもいろいろ主婦の方は、ボランティアの方は子どもたちに教えてくれているんじゃないかなと思います。

まずは、市長にその相談窓口を設置してもらったということは本当に大きな、ゼロからやっと１つ動いた形になりますので、大きな進歩だと思います。ありがたいことです。この質問を通じて、子ども食堂、今、テレビのコマーシャルでむすびえの子ども食堂、皆さんご存じだと思うんですけれども、本当に困っている子たちだけが行くのではなくて、いろんな子どもたちが、そこに行っていろんな話をして、わいわいしゃべりながら、また帰って、またあした頑張って学校に行こうみたいな感じでやっていければいいかなと思っております。

最後に。

○議長（山本　剛）　木下議員、終了です。

○５番（木下伸一議員）　分かりました。以上をもちまして、この質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（山本　剛）　暫時休憩いたします。再開を午後２時３５分といたします。

（午後２時１４分　休憩）

（午後２時３５分　再開）

○議長（山本　剛）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第１０号、第１０番、服部嘉雄議員。

服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　第１０番、創政会、服部嘉雄でございます。３点にわたりまして、ご質問をさせていただきたいと思います。

まず、１点目。上下水道等のインフラについてお伺いしたいと思います。去る１月２８日火曜日の午前９時５０分に、埼玉県八潮市の県道５４号松戸草加線、八潮市中央１丁目交差点で発生しました下水道管の老朽化が原因の道路陥没事故については、防犯カメラの映像にて全国に放映され、大きな衝撃を受けました。この質問を作成している時点ではまだ転落したトラックの運転手は救出されておらず、痛ましい限りでございます。

陥没の原因となった中川流域下水道中央幹線は地下１０メートルの深さに埋設された口径が４．７５メートルの巨大な管路で、１９８３年の供用開始から４０年以上が経過したものでございます。ニュース等で放映された映像でも映っていましたが、前を走っていた乗用車は何事もなく通過して、直後に通過しようとした２トントラックが、突然開きました直径５メートルほど陥没穴に飲み込まれるように落下したものでございます。消防隊等により懸命の救助活動が続けられましたが、現場は中川低地と呼ばれる軟弱な地盤の上にあり、下水道管が埋設されている場所の５０メートル程度まで砂やシルト層で構成されていて、いつ液状化が発生してもおかしくない状態であったことに加え、陥没に伴い、現場を通っている雨水幹線が崩壊したため、川の水が逆流したことも重なり、トラックの運転席まで水がたまり、さらに周辺へと陥没が広範囲に広がり、今なお救出できていない状況となっております。

報道資料によりますと、現場の道路地下には事故のあった流域下水道幹線の他にも、八潮市の複数の水道管、複数のガス管をはじめ、下水道管、工業用水、雨水幹線、用水路、通信線など様々なインフラ設備が複雑に埋設されているようで、復旧にも相当な時間がかかるものと推察されます。

大都市近郊の八潮市とは比較できませんが、野洲市においても同様の事故が起こらないよう、万全の取り組みが必要と考え、今回質問させていただきます。

まず、問１でございます。野洲市内の上水道管路、下水道管路において、このような大規模な事故は現在までないものとは思いますけれども、現在までの管路老朽化あるいはそれ以外の原因でもこういった事故が発生しておるか、発生状況を伺います。

○議長（山本　剛）　飯田上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（飯田貴史）　服部議員の上下水道等のインフラについての１問目のご質問にお答えをいたします。事故の発生状況について、平成２５年に１件ございます。水道管の老朽化による漏水が原因で道路が陥没し、そこに自動車が脱輪する事故がございました。幸いけがなどはされておられず、物損事故として対応いたしました。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛）　服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　現在までに、平成２５年の車の脱輪程度の陥没事故で終わっておるということで、大きな事故には至っておらないということでそれは何よりかと思いますけれども、次の質問を移らせていただきます。

上水道管路あるいは下水道管路の点検につきまして、どのような方法で実施をされているのか、また、埋設後どの程度の期間が経過すれば、老朽管の更新を行っているのかをお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　飯田上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（飯田貴史）　２点目のご質問にお答えをいたします。管路の点検でございますが、地中にある水道管は難しいのですが、地上にあります水管橋などは、職員が定期的に目視により点検を実施しております。一方、下水道管につきましては、硫化水素の発生による管の腐食が心配されますので、こちらは専門業者に委託をして、管路の中を自走するカメラなどで点検をしております。

また、老朽管の更新につきましては、法定耐用年数などを基準に水道管は４０年、下水道管は５０年を１つの目安として、管路の劣化状況や経営状況などを考えながら計画しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛）　服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　水道管の場合は管路が細いものですから、なかなか管の中に入ってとか、あるいはカメラを突っ込んでというのは難しい。また、実際に水道水が流れておりますから、現実的にはもう水管橋といいますか、外に出とる部分については目視でできるやろうけども、なかなか中へ入ってはいかないと。ただ、そのためには全国で時々老朽の水道管が破裂して水が噴き上がるというような事故が起こっておるというのも現実かと思います。

また、一方、下水道の管路については、もうちょっと太いので、専門業者によるカメラで

中を走らせて点検するという方法が成り立つということかと思います。今後もこういった点検を実施いただくとともに、法定では上水道が４０年、下水道が５０年ですか。そういう意味で上水道については、現在も管路の交換が進んでおると。ただ下水道はこれから急激にやってくるんじゃなかろうかなというふうに思います。

問３のほうに移ります。現在市内では、老朽化した上水道管路の更新が行われております。私も市内くまなく送迎等で回りますので、栄の団地の中なんか現在かなり行われておると、上水道の管路交換が行われておるということでございますし、今後、今申しましたように下水道管路についても更新が必要となってくるものと思われますが、その見通しや課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（山本　剛）　飯田上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（飯田貴史）　３点目の質問にお答えをいたします。下水道管路の更新につきましては、道路を開削して管を入れ替えるとなりますと、下水道の使用制限や交通制限、また、工事費が高額になるなど、大きな課題があると考えています。そのため、先行して更新を実施している都市部では、現在供用中の管路の内面を塩化ビニール系樹脂などでコーティングするような形で、新たな管路を形成する内面構成工法を主流に進められています。

今後の見通しとして、本市におきましても、同様の工法を中心に更新を図っていきたいというふうに考えております。

以上、答えといたします。

○議長（山本　剛）　服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　上水道につきましては、現在やっておられる。再質問でございますけれども、上水道のほうの管路についてはどうなんでしょうかね。例えば４０年の法定の年限、過ぎたやつはもう大方見通しがついておるのかどうか、その辺のところをまず、１点。

それからもう一つ、下水道管、今おっしゃっていただいたのは、内面を内面更生工法ですか、いわゆるああいう何か樹脂みたいなもんでコーティングしていく。ただ、これはどうなんですか。例えば、管路の径としては、ちょっと小さくなっていくわけですね。流量的に確保できないとかそういう問題はないのかなと、ちょっとその辺について再度お伺いしたいと思います。

○議長（山本　剛）　飯田上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（飯田貴史）　再質問にお答えをいたします。現在の水道管につきましては計画的に進めているんですが、令和５年末時点では、水道の管が、いわゆる４０年経過したものが約１７％ございます。やはり一度に予算的な問題もありますし、職員の労力というか、仕事量の問題がちょっとありますので、一概にもちろんできませんし、また、先ほど申し上げましたように、管の劣化状況で、緊急性が高いところと低いところと、あるいは場合によってはちょっと事故が起こった場合に、人口的な被害が大きくなるところと少ないところを評価しながらちょっと進めておりますので、どんどん計画的に進めているというのが実情でございます。

下水道の、先ほどのご指摘に関しては、議員のおっしゃったとおり、やはり内面にコーティングしますので、今まであったよりは、若干、狭くはなるんですけれども、そのあたりも全体の流量との計算の中で、工法が進められているということでございますので、大きな問題が生じるとは聞いてないというものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛）　服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　もう一つ再度質問させていただきたいと思いますが、あるまた、別のニュースで言うとったんですが、この埼玉県の八潮市でこういう事故が起こったことに引き続いて、埼玉県の各市では水道料金の引き上げ、いわゆる管路の更新、上下水道管路の更新に向けて、何かあるところでは４０％も水道料金、あるいは上下水道の料金が引き上げともうニュースで書いとると、住民の方は笑っているしかしようがないというようなことを感想を述べている方もあったように、何かこの弱みに付け込んで値上げ突っ込んできたみたいな、そういうふうなニュースが流れておったんですけれども、やはり私どもの野洲市でも同じことで、仮に上水道の場合はあと１７％ですか、残りがね、見通しがあると思うんですが、下水道になると仮に今のような樹脂の工法にしても、かなりの高額な経費がかかるものと、この場合に、やはり避けて通れないのが経費の問題。特に、上下水道の企業会計については、独立採算が基本だと思うんですが、ただ、それだけでやっていけるのか、やはり相当な値上げが必要じゃなかろうか。あるいは、これが可能なのか不可能なのか分かりませんけれども、繰入れといいますか、一般会計からの繰入れ、例えばまちづくり基金とかあるいは公共施設の整備の基金とかそういったところからも繰入れが可能なのか、その辺について再度お伺いしたいと思います。

○議長（山本　剛）　飯田上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（飯田貴史）　服部議員の再々質問にお答えをいたします。先般の議会全員協議会でも、料金の見直しの検討をちょっと着手したいということはちょっと申し上げさせていただきました。非常に経営の環境は厳しい状況でございます。

先ほどおっしゃっていただきました水道事業、特に水道事業の繰入れに関しましては、やはり地方公営企業法のルールの中で独立採算制が原則となっておりますので、皆様からお預かりしている水道料金でその経費は賄うというのが基本精神になっております。ただ、今後の見通しで考えますと、やはりたくさんの工事といいますか、水道管の布設替えが発生してきますので、このあたりは非常に心配はしているんですけれども、これはちょっと、たまたまかどうかは別にしまして、令和６年４月から、従前は水道事業の監督官庁が厚生労働省でありましたけれども、この４月から国土交通省に変わりましたので、いわゆる今までの交付金の中のメニューに、水道管路のいわゆる更新の部分が入ってきたらいいかなと。特に耐震化の分については、要件として認めていかれる方向になってくれないかなというところは期待しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛）　服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　非常に丁寧な説明ありがとうございます。私も取りあえず、やはりこれはもう本市だけの課題と違って全国的な課題であろうと思いますし、そういったメニューが増えて、補助金なり交付金なり制度が拡充していくことを期待して、我々野洲市の上下水道が、安心・安全な状態でずっと継続できるように、ご期待を申し上げる次第でございます。

４問目のほうに移ります。八潮市の事故を受けて、滋賀県でも浄化センターへの異常流入の有無とか、流域下水道管路のうち、直径２メートル以上の管路について緊急に巡視点検等を行っておられます。結果は特に異常なかったとのことでございますけれども、湖南中部流域処理区域内では直径２メートル以上の管路が２４キロメートルもあるとのことでございます。そのうち野洲市内分ではどの経路にどのくらいの延長があるのか、また、供用開始からどの程度経過しているのかをお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　飯田上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（飯田貴史）　服部議員の４問目の質問にお答えをいたします。湖南中部流域処理区の管理については、滋賀県が管理をしておりますので、確認をさせていただきました。

まず、全体的な話ですが、野洲市内に流れている流域下水道は近江八幡市経由と湖南市経由の２系統のルートが野洲市内で合流し、守山市に流れているということでございます。近江八幡市から経由されるルートは、仁保橋から県道２号線（大津能登川長浜線）を南下しています。一方、湖南市から来るルートに関しては、菩提寺から国道を横断しまして、大畑の交差点を経て野洲市役所前を通り、和田交差点付近でＪＲ下を横断し、県道２号線を北に進んでいます。

この２つの流れが北交差点あたりで合流しまして、県道３２号線（野洲中主線）を進んでいきまして、さざなみホール前から北部合同庁舎前を通り、市道野洲川右岸線を南下して、大津湖南幹線、新たに道路の予定地でございますが、そちらを通って守山市に抜けていくという経路でございます。

市内に流れる全体の延長は約１８．２キロメートルでございまして、議員お尋ねの２メートル以上の管路については約１１．３キロメートルでございます。昭和５７年から供用が開始されまして、現在４２年が経過しているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛）　服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　ありがとうございます。昭和５７年供用開始で４２年が経過しておると。実はさざなみホール前を通っておるというのは私も昔から、うちがもう１００メートルぐらいの近くでございますので知っておりました。直径も多分３メートルぐらいの管が通っているんじゃなかろうか。この管の中を２トン車が走れるんだということを聞いたことがございます。それぐらい大きな管路でございます。それで、今のような八潮市のようなことが起こったらどうもならんなと思って、あえて私も今回この質問を出させていただいたというようなことでございます。

県のホームページでも確認しましたところ、先ほども言いましたけれども、今回の陥没事故を受けて緊急点検をして、異常流入やあるいは緊急巡視点検で異常なしとのことでしたが、通常は２か月に１回程度、地上巡視点検、年に１回程度、マンホールから降りたところの部分の点検、１０年以内に１回程度、テレビカメラによる管路内の目視点検が実施されているとのことです。今後においても、市、県ともにこのような事故を未然に防ぐよう万全の体制をお願いして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、２点目のほうに移らせていただきます。野洲クリーンセンターについてお伺いをしたいと思います。１９７８年、昭和５３年に旧の中主町と旧の野洲町が野洲郡行政事務

組合を設立いたしまして、埋立てによるごみ処理を共同で実施したことを皮切りに、それから４年後の１９８２年、昭和５７年４月からは野洲クリーンセンターを稼働し、本格的な分別収集と可燃ごみの焼却処理等が開始をされました。その後３４年が経過いたしまして、施設の老朽化等により、２０１６年、平成２８年１１月に２代目となる現在の野洲クリーンセンターが稼働を開始いたしております。現在の施設が稼働して既に９年目を迎えておるところでございます。

まず、１問目、現在の野洲クリーンセンターの稼働状況、一般家庭ごみ、あるいは事業系の一般廃棄物等のごみの搬入状況等について、当初の計画どおりか、増減等の状況等についてお伺いをいたします。

○議長（山本　剛）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳）　それでは、１点目のご質問にお答えをさせていただきます。現在の野洲クリーンセンターにおける稼働状況につきましては、令和５年度で総稼働日数が３２４日となっております。そして総焼却処理量につきましては、１万１，５０１トンとなっておるところでございます。

次に、クリーンセンターへの一般家庭ごみ、事業系一般廃棄物などのごみの搬入状況でございますが、一般家庭ごみが令和５年度、９，１７４トンで、対前年比で約３％の減少となります。事業系一般廃棄物につきましては、令和５年度、２，８０４トンで、対前年比で約４％の増加となっておるところでございます。

続いて、当初の比較というところでございますが、クリーンセンターの処理につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づいて処理を行っておるところでございます。当初の計画につきましては、平成２３年１２月に策定をいたしました当該計画に基づきまして、実施をしておりましたが、その後、社会情勢、経済情勢の変化を勘案し、５年ごとに当該計画については見直しを行っておるところでございまして、現在ですと、令和３年度に作成いたしました当該計画の基準との比較ということでご報告をさせていただきます。令和５年度の目標搬入量につきましては、１万２，３００トンでございます。それに対します同年の実績でございますが、１万１，９７８トンであり、結果、廃棄物につきましては、減量化のほうが達成されておるという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　ありがとうございます。現在、焼却ごみあるいはこういった家

庭ごみ、事業系一般廃棄物の搬入につきましても、事業系のほうは若干増えておるようですが、家庭ごみがかなり減っておると。当初の計画に比べても、実績としては減っておると、減量化が進んでおると。これもひとえに関係者の皆さん方のご努力あるいは分別収集の推進の結果と喜んでいるものでございます。

再質問といいますか、今後の見通しとしても、例えば、企業誘致であるとか、人口増加が図られたとしても、現状の施設で当分の間賄えるだけの余力というのがあるのかどうか、ちょっとその辺を再質問させていただきたいと思います。

○議長（山本　剛）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳）　それでは、再質問にお答えをさせていただきます。現在の施設につきましては、処理能力でございますが、日量４３トンを処理することができます。これにつきまして、２４時間運転ということで処理が可能ということになっております。

今後、人口なり、企業の立地が進んでいく中で果たして処理ができていくのかという点でございますが、これにつきまして、実際の量というのによりますところが多く、現時点で明確なお答えはできないところではございますが、当然今後、３Ｒ、いわゆるリユース、リデュース、リサイクルといったような啓発を進め、またごみの減量化を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、企業に対しましても、一定量排出されている企業につきましては、減量指導というような形で減量化のほうをお願いしておるところでございます。そうしたことから減量化を進める中で、当面の間現規模で運転してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　ありがとうございました。当分の間現在の規模で行っていくと。あと、３Ｒの推進によって減量化にご協力をお願いしていくということでございます。

２問目からは市長のほうにお願いをさせていただきたいと思います。現在のクリーンセンター、ご承知かと思いますが、地元との約束で２５年が経過すれば終了して、現在地での更新は認めないというふうに約束しておると聞いておりますが、このことで間違いないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、クリーンセンターの現在地での更新についてのご質問についてお答えをさせていただきます。クリーンセンターの稼働期間及び次のクリーンセン

ターの設置場所につきましては、大篠原自治会と本市との新野洲クリーンセンターの更新整備に関する基本協定書第４条第１項に、新センターの稼働した日から起算して２５年を満了する日の属する年度の３月３１日までとすると規定し、また、同条第２項において、新センターの稼働後に新たに整備する施設の位置は、大篠原地先以外とし、市はその旨、市条例において定めることを検討すると規定しております。市はこの基本協定書を受けて、野洲市一般廃棄物処理施設条例の第３条第１項で、当該中間処理施設が稼働した日から起算して２５年を満了する日の属する年度の３月３１日までとする。また、同条第２項において、大篠原地域以外に設置するものとすると定めています。

したがって、基本協定書及び施設条例に基づき、稼働期間は令和２４年３月３１日までの２５年間とし、次のクリーンセンターの設置場所については、大篠原地先以外と考えております。

○議長（山本　剛）　服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　ありがとうございます。２５年経過すれば、新しいとこに移らなければならないと。

問３のほうに移りますけれども、新たな場所に計画する場合には、当然、地元合意であるとか、環境アセスあるいはそれに準ずるような調査をはじめとする各種手続等に相当の期間を必要と考えます。近隣の守山市あるいは近江八幡市の事例等を見ておりましても、非常に時間がかかられて苦労されたというふうなことも聞いております。そのようなことに対する市長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、新たな場所に計画する場合の、相当の期間を必要とすると思うがその認識はというご質問についてお答えをさせていただきます。令和３年度の野洲市廃棄物減量等審議会におきまして、次期クリーンセンターの整備スケジュールの検討を行っております。当該スケジュールにつきまして、委員の意見を聴取し、整備におおむね１０年程度が必要であること、事業手法によってはＤＢＯまたはＰＦＩ方式の場合１２年程度必要であるとのことから、令和１２年度から施設の基本構想の策定に取りかかるスケジュールが妥当であると意見をいただいております。

現時点ではあくまでスケジュールの素案ではありますが、令和１２年度に施設の基本構想、地域計画の策定を開始し、その後、適地選定、基本計画の策定、都市計画決定等を経まして、令和２４年度に次期クリーンセンターの供用開始というスケジュールとなります。

したがって、令和１２年度に次期施設整備に向けた業務の開始を予定しております。

○議長（山本　剛）　服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　ありがとうございます。令和３年に行われた審議会でも次期のクリーンセンターの整備について令和１２年からということでございますけれども、これは多分もうぎりぎりのスケジュールだと思います。１２年程度かかるということであれば足し算したら令和２４年になりますので、大概こういうのは、早いこと前倒しになることはないんですよね。できるだけ早めに、特に用地選定といいますか、次期の場所についての見通し、あるいは他市との共同でやるのか。いろんなこと、それやったら余計にまた時間がかかると思いますけれども、そういうようなことについて、また、ご検討いただきたいものだと、これは期待を込めてお願いしておきたいと思います。

それでは、３点目の質問のほうに移らせていただきたいと思います。野洲市民病院の整備事業につきましてでございます。野洲市民病院の整備事業につきましては、前の栢木市政によって長年、市を２分してきました議論に終止符が打たれました。そして、先月２月１０日にはめでたく起工式が行われ、建設に向けた本格的な工事がスタートをいたしました。また、２月１２日には野洲文化ホールにおきまして、市民病院整備事業市民懇談会が開催され、実施設計案や今後のスケジュールとともに、市民負担のさらなる軽減策についても説明され、２月１７日には、市民病院整備事業特別委員会が開催され、我々議員に対して市民懇談会と同じような内容が説明をされました。市民懇談会、特別委員会とも、市民負担のさらなる軽減策として、種々検討を重ねた結果、５億１，２０９万円の削減が可能であるとの説明をいただきました。

それでは、１問目でございます。野洲市民病院整備事業につきましては、基本設計デザインビルドの総合評価一般競争入札を実施の上、令和５年１１月１７日に基本設計、実施設計、工事監理、本体工事を一括で契約されています。そして、それと併せて、プラスＰＭ株式会社等とコンストラクションマネジメント業務、いわゆるＣＭ業務につきましても、８，２００万円の予算で契約締結をしておられます。

ここで、コンストラクションマネジメントの概要につきまして、簡単にご説明をしたいと思います。コンストラクションマネジメント方式とは、ＣＭ専業会社などの専門機関を発注者側に入れることで、発注方式の検討、設計者や施工者の選定、スケジュール、コストの管理、品質の保証などの各種マネジメント業務の全部または一部を代行あるいは補完される建設プロジェクトの進め方であると。これ、プラスＰＭさんのホームページのほうに

説明として書かれておるものでございます。

そして、プラスＰＭのほうの実績として、国立循環器研究センターであるとか、あるいは東京済生会の中央病院であるとか、県立の宮崎病院、あるいは兵庫県の川西市立総合医療センターなど、コンストラクションマネジメントの実績があるというふうなことがご紹介をされておられます。

８，２００万円の予算でこの契約締結をしておられることから、コスト削減策については、この業務の中でも当初から何らかの検証をする予定であったものと推察いたします。この委託業務と今回の市民負担のさらなる軽減策との関連及びそのあたりの経過についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山本　剛）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭）　それでは、服部議員からのご質問、コンストラクションマネジメント委託業務と市民負担のさらなる軽減策との関連及び経過について、ご答弁をさせていただきます。本件整備事業におきましては、令和５年１１月２９日に、株式会社プラスＰＭを代表企業といたします共同企業体と野洲市民病院整備事業に関する設計等支援業務委託契約を締結しており、その中に、ご指摘のコンストラクションマネジメント業務は含まれております。したがいまして、今回ご提案した市民負担の軽減策の３本柱があったうちの１において列挙いたしました、５億１，２０９万円の削減事項につきましては、ご指摘のコンストラクションマネジメント業務において検証された事項ということでございます。

次に、それらの事項と市民負担の軽減策との関連についてでございますが、当該コンストラクションマネジメント業務の中で検証された削減策、その案の全てを今回市長執行部として、採用し、実施をしたいと考えているということ、それを提案したものが、今回の市民負担の軽減策の提案であるということでございます。

○議長（山本　剛）　服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　ありがとうございます。そうしますと、駒井病院事務部長の話をお伺いして、いわゆるプラスＰＭとコンストラクションマネジメント業務を契約して８，２００万円かけて契約したけれども、５億１，２０９万円の削減の案が出てきた。ということは、差引きでいうと４億３，０００万円ぐらい実質的に削減されたと。８，２００万円使ったけども、それ以上、５億の効果があったので差引き考えると、この契約をしてなかったことよりも４億３，０００万削減できたと、直接的にね、引き算して。そういう考えで

いいんですか。ちょっと再質問させてください。

○議長（山本　剛）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭）　ご答弁させていただきます。

まず、プラスＰＭを中心とする共同企業体と契約をいたしまして、そこに、予算８，２００万円でした、たしか契約額８，１５０万円程度だったと思いますが、委託業務契約をプラスＰＭを代表企業とする企業体と締結をいたしてございますのですが、コンストラクションマネジメント業務というものは、その中の一部であるということでございます。設計段階における設計支援業務ということでございますので、いわゆるコストダウンの項目のみならず、機能であるとかそういったところの監理、工程の監理なども含めて、支援業務の中に含まれてございます。単純に差引きできるものではないというのが私の認識でございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　ありがとうございます。分かりました。私もさっきコンストラクションマネジメントの概要で、発注方式の検討や設計者の選定やら変質の補償やら監理やらということで説明しておったので、そのことの業務も含めての８，２００万でございますので、単純に差引き計算でこんだけもうかったというか、削減できたというものではなしに、こういう仕事も含めての依頼であったということでございます。分かりました。

２問目のほう、市長のほうにお伺いしたいと思います。櫻本市長は、昨年１０月の市長選挙の際の公約として、新病院に関して、現在の病院事業計画の見直し、あるいは市民負担が小さくなる方法を検討というようなことを掲げて当選をされました。

しかし、当選後は病院整備は進めていくので安心してくださいとは言われるものの、再検証の範囲や内容を明確にされず、市議会としても、再検証の範囲や内容によっては、整備計画に大きく影響する懸念があると考え、１１月８日の臨時会において、野洲市民病院整備を滞らせず進めることを求める決議を、議員の４分の３である１２人という多くの議員の賛成で可決するとともに、コスト削減策、検討の中心に据えようと策された市長提案の副市長人事案を否決いたしました。これを受けて櫻本市長は１１月２１日、談話を発表され、その中で、現の計画を既成の契約に基づき、工程どおり進めることとし、並行してコストダウン対策等の検証を実施することを表明され、そして、この方策によることが最適、最良であると判断するに至ったと明言されたのでございます。

しかしながら、２月１２日の市民懇談会の場では、この決議と副市長に係る人事案が否決されたことを引き合いに出されまして、議会が決議と副市長案を否決したから、この軽減策くらいしか打つ手がなかった。しかし、公約に掲げた削減策として５億１，２０９万円が削減が達成できたといった内容を発言されました。

このような発言は、まず、この削減対策を検討した前川事業管理者、あるいは職員、そしてプラスＰＭ等の事業者に対して大変失礼であり、その労苦を無にする大変遺憾な発言であったと考えます。また、その前に最適、最良と自ら談話で述べられたことに相反するものでございまして、櫻本市長の真意がいずれにあるのか疑われるところでございます。さらには、議会議決や決議があったからという趣旨の発言は、議会の議決や決議に何らかの責任を転嫁されるような発言で、内心では議会の議決や決議を真摯に受け止めておられないようにも聞こえてまいります。

櫻本市長による市民懇談会の場での発言についての釈明を求めますとともに、今回の削減策をもって、さきの市長選挙で今さら争点として取り沙汰し、そして見事に当選を果たされた櫻本市長としてその公約を果たしたと考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　市民懇談会での発言と公約達成の認識についてのご質問にお答えしたいと思います。まず、２月１２日の市民懇談会での私の発言であると、ご指摘いただいていますくだりにつきましては、私が壇上において、これまでの経緯をご説明した内容について、あくまで服部議員の議員としての解釈を今ご提示いただいたものと考えております。

改めまして、先日の市民懇談会での説明について、ご説明をさせていただきます。私は決して議員がおっしゃったように、議会が決議と副市長人事を否定したから、この削減策ぐらいしか打つ手がなかったとは思ってはいませんし、具体的にそのようには申し上げていません。あくまでも選挙当時から今日までの各時点における状況と、私の偽らざる思いを時系列的に述べたものでありまして、昨年１１月４日の臨時会において、副市長人事案件の否決と市議会からの決議をいただいたことで、それまで考えていた予算と組織をしつらえて時間をかけて見直しを行うという方策が実施困難になったと思ったこと、また、臨時会の後に前川病院長や担当部門の職員から病院建設を中断して時間をかけてしまうと、市況からして再起工することはほぼ不可能となるという情報を聞いたり、地域医療を持続

させていく上で必須である医師や医療従事者の確保の難しさ、厳しさを具体的に伺ったところ、１１月２１日の談話でも述べたとおり、今回の方策が最適、最良であると思い立ったことなど、繰り返しますが、それぞれの時点での状況や、正直な思いを時系列的に述べたものであります。

したがって、先日の市民懇談会でも、経緯を一通り述べました後、今回の方策こそが唯一の市民負担の軽減方法であって、今では後悔していないことや、軽減策や物価スライド総じての約１２３億円につきましても、決して小さな数字案にはなってはいませんが、この額に抑えられたと高く評価する旨、明確に述べていたところでありますし、機会があるごとに、前川病院長をはじめまして、病院のスタッフの頑張りには感謝の意を表させていただいているものであります。

以上のようなことが、当日の私の発言の本意ですので、改めてご理解いただきたいと思っておるところであります。

次に、公約が達成できたと考えているのかというところのご質問についてもご説明いたします。今日までの長い年月におきます市民のご理解とご支援、そして歴代の市長や議員の皆様によって積み上げられてきた、そして形成されてきたこの関係施策、多くの職員が流してくれた汗、こういった事々のおかげの上に今の市長執行部の案、これがこの市長執行部として実行し、達成することができたということで、今回の公約であるというふうに考えている次第であります。

○議長（山本　剛）　服部議員。

○１０番（服部嘉雄議員）　櫻本市長の弁明といいますか、この本心ということで今発言をいただきました。ただ、私は今の２月１２日の市民懇談会、あるいは特別委員会も当然出ておりますけれども、２月１２日のときにもうんとか、確かに市長、そのときの発言、それを聞いて、これぐらいしか打つ手がなかったというようなニュアンスのことを確かに聞きました。私はそういうふうに感じて聞きました。私だけではございません。他の議員にも確認はしております。ただ、それは市長の一字一句を捉えてどうやこうや言うつもりはございませんが、やはり観衆にそういうふうに伝わっておるということはご認識いただきたい。だから今、本心では前川病院管理者やあるいは今の諸先輩の方々や事業者に対しても感謝の意を表しておられるということもそれも本心やと思っておりますので、あえて、それを否定して違うやないか、これ、こう言うたじゃないかということを突っ込んでも何のものにもなりませんけれども、ただちょっとそういうふうに聞こえたということはやは

り今後もご注意をいただければなと。そういうふうに観衆が受け取ったということは間違いないことだと考えております。

それから、それともう一つは、公約を果たしたと。諸先輩というか、今までの経緯も含めてそういうふうに今ご発言いただいたんですが、当日の発言を聞いておりますと、自分が着任してもう１０月からすぐに指示して取りかかってこんだけ削減したんやというふうな、手柄のように聞こえてしまったと、我々には。多くの観衆がそういうふうに聞いてしまったんじゃなかろうかなと思っておるんですけれども、その辺につきましても、過去十何年間の歴史の中でいろいろ様々なことがあって今日迎えておるということを今後ともまた、心していただくようにお願いしたいと思います。

それとともに、やはり削減したとはいえ、１２０億。非常に大きな金額でございますので、やはり財政面で非常に厳しいものがあろうかと思います。今日の話題ではございませんけれども、やはり市としての歳入策を今後も十分に考えていただいて、金のなる木をみすみす手放すことのないように、やはり有効に活用するような方策を今後も考えていただきたいというふうに思いまして、発言しまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本　剛）　次に、通告第１１号、第３番、田中陽介議員。

田中議員。

○３番（田中陽介議員）　第３番、田中陽介です。それでは、本日のトリということで、最後までよろしくお願いいたします。

私のほうからは、施政方針について、施政方針を踏まえて、今後の野洲の新たなスタートとしてのこの野洲市の大局的な方向性やビジョン、それからまちづくりについて質問と提案をしていきたいと思います。これ、８つのテーマでそれぞれ掘り下げて質問していきたいと思います。

まず、１つ目ですけれども、若い世代から選ばれるまちの項におきまして、若い世代の願いは多種多様であり、時代のニーズや価値観の違いを意識した市政を考えていかなければいけないという思いを読み取られたんですけれども、これは近隣市も同じように、社会増、人口の社会増というのを目指しております。この先を考えると、こうして他市町村と若者や人口の奪い合い、取り合いをしていくということは、さらなるサービスの過剰競争になりかねない。本質を見誤る可能性もあるんじゃないかという懸念をしておりますが、そのあたり、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、田中議員の施政方針についてのご質問についてお答えしたいと思います。まず、１点目、他市町との若者の取り合いやサービス競争につながりかねないが、どう考えるかという質問についてご説明したい、ご答弁したいと思います。

　まず、若い世代から選ばれるまちとして、例えば子どもの教育が充実し、安心して子どもを産み育てることができるまち、交通や買物の利便性が高く、居住環境が良好なまち、就業機会が確保されているまち、そして自分らしい時を過ごせる場所があるまちといった多様なまちを実現することが若い世代の多種多様な願いに応えることだと考えます。見方によっては、ご懸念いただいているような結果になるかもしれませんが、私は他市を意識した横並びの行政サービスに注力して消耗戦に挑むのではなく、例えば駅前の整備、MIZUBEステーションの整備、さざなみホールのリノベーションの検討など、野洲市独自の取り組みに尽力することで、若い世代から選ばれるまちを実現したいというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　横並びではなくて野洲独自でいろんなことを考えていきながら、若者の、何というんですかね、充実をしていくということですけれども、総務省のこの２０４０年構想研究会の報告等にあるように、このハード面に関しても、このフルセット主義、今まで全て独自の市で持っていこうみたいなこと、今回の櫻本市長の案は必ずしもそれには当たらないとは思いますけれども、ただし、箱物、こうしたハード面に関しては、単費で、野洲市だけで考えるというよりかは、この圏域で、この自治体間の連携の中で一緒に考えていくことがこれから非常に重要になってくるのではと考えますが、そのあたりはいかがお考えですか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　広域的な視点を持ってまちづくりをというようなご質問かと思います。総論に関して言いますと、今後人口が減っていって、財政的にも、各自治体厳しくなる中で、広域的な視点を持って行政運営していくということは非常に大事な視点だと思っております。既に一部の行政サービス、消防でありますとか、あるいは病院もそうですし、あとはいろんなネットワークシステムについても、共同的な運用がなされているところでございまして、今後、こういった広域的なもの、水道下水道も含めて、ますます増えてくるというふうに思っております。

ただ、一方で自治体間の、やはり独自色を出していこうというような、地方創生という流れもありますし、一方でそういう流れもございます。共通化して特に差し支えのないもの、明らかに効率化が図れるものは、そういうところにシフトしていくと思いますけども、やはりそれぞれのまちに対する特徴を出す部分については、依然としてやはり各自治体の腕の見せどころといいますか、そういった部分は残るのではないかなというふうに思っております。

特にこの一例を挙げますと、このMIZUBEステーション、これはもう野洲川にある、この隣接する野洲ならではの施設になると思っておりますので、こういう部分については、野洲のほうで整備をさせていただいて、それを逆に他市に使っていただくというような形での進め方をしたいというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　今、市長がおっしゃったように、独自でやっていく部分と連携していく部分というすみ分けは確かに必要かと思います。それに対して必要となってくる考え方は、やはり住民自治をしっかり進めていくということと、あとは地域個別資本と地域共通資本、先ほど言われた火葬場とか、ああいうのは地域共通資本として今やっているわけで、今、独自でやろうとしていることは個別資本としてやろうと思っているんですけども、この共通資本をどういうふうにつくっていくかという議論は必要だと思います。

そうした考え、市長おっしゃったような下水道とかを含めた、そうした考えを湖南４市であるとか、お隣の湖南市であるとか、近江八幡市であるとか、その課題を共有して、本当にどこかで首長レベルのトップマネジメントになるのか現場レベルになるのか、しっかり選択肢として、そういう協議の余地ですとか、そのタイミングをもって、誰かが多分持っていかないと、多分どっかのタイミングで誰かがそれは仕組んで今日にいろんなことが至っていると思うんですけれども、そういうのをしっかり選択肢として持って進めていくということを市政運営の中で、トップとして考えていくということはお考えでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　先の部長会議の中でも、話、前後します、先日、１月だったかな、私初めて、首長会議というものに出させていただきました。そこのテーマが災害時の瓦礫の処理の広域化といいますか、その部分と、あと病児保育の広域的な利用というものがテーマになっておりました。非常にこれは滋賀県としても、非常に県民としても必要な議論だと思って、私は非常に興味深く、これに関しましては注目しておったわけですけども、そ

れを受けまして、その直後の部長会議の中で、本市としてもこの広域化の議論が必要であるというものがあれば、ぜひ各部局から上げてほしいというような投げかけをしておりまして、今後とも私自身もそうですけれども、市の中でも、単独でするのではなくて、共通的に広域的にあったものがいいものについては、整理をした上で、こういう首長会議等を通じて、滋賀県として議論をしていきたい、このように考えているところでございます。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　市長から各部局に対してそういう視点を持って進めていくようにというのは非常にいいことかと思いますので、そのまま進めていっていただきたいなと思います。

２点目に行きたいと思います。若者がこのまちを選び、住み続けるためには、ただ単にサービス、お客さんとサービスの関係ではなくて、参画意識やここが自分の地元である、ホームであると思えるような取り組みをつくることが必要だと考えております。

特に、今研究されているいろんな若者の実態調査によると、やっぱり共感と共創というのが、これからの若者に対してＰＲできるところであろうと。これはどういう意味かというと、共感というのはしっかり理解してもらえて、先ほどおっしゃったように居場所があるというようなところ、それから共創というのは自分たちが何かできる余地があるかどうか、要は決まってしまって、もう何も触る余地のないところには興味が湧かないというようなことが考えられております。

そういうことを考えた視点でこの取り組みというのを考えているのかというその視点についてお伺いします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　若者の参画の意識やホームだと思えるような取り組みについてのご質問であります。

１点目のご質問でもお答えさせていただきましたとおり、若者はもちろん、市民の皆様にとっても、自分らしい時を過ごせる居場所があり、これは今田中議員おっしゃった共感になるんですか、居場所があり、それとまちづくりに参画したいといういわゆる共創かなと思いますけども、そういった参画したいという意欲が湧くようなまちとなるような様々な施策を進める必要があるというふうに認識しておりまして、そういった視点は非常に大事にしたいというふうに考えているところでございます。

これも一例として申し上げますと、駅前の整備でありますとか、MIZUBEステーション、

さざなみホールのリノベーション、こういったところで積極的に若い方々の参画を促す取り組みを進めていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　今おっしゃったように、そういうことが必要だと思います。先ほど市長おっしゃったように、若者だけではなくて、子どもは親についてくるし、やっぱりそういう、どこまでが若者かちょっと分からないんですけども、全ての市民が、お年寄りも含めて、みんな参画できる余地がしっかりあるというのが大切かなと思います。

その中で提案といいますか、例えば、阪南市とか明石市、相模原市などは、協働共創提案制度というのをつくっております。これは市民や、民間、あと市民団体とか、そういったいろんな、市に関係する方々もしくはこれから市に関係しようとする方々が、いろんな課題や価値を生み出すことに対して、市と一緒に、もしやりたかったら、こういう提案の書式等で募集していますよというような、行政からその座組をしっかり用意してあるということで、そういう書式に基づいて、提案されるというようなものになっております。

野洲市においても、昔は何か協働のまち野洲をすごくうたって、市民協働を直轄している課とかあって、すごく市民活動とかも活発だったというふうに聞いております。すごく大変なことだと思うんですけれども、やっぱりそういう窓口を設置して、一緒にやる余地をしっかり残すということも非常にいいのかなと。この制度もちょっと研究していただけると、非常にいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　今、ご提案いただきました協働共創提案制度のご提案をいただきました。来年度、今もそうなんですけども、できるだけ、今まで一般質問、代表質問等々で申し上げましたとおり、できるだけ市民のもとに行って、いろんな多様なお声をいただこうと、また、対話、傾聴を進めようというふうに申し上げております。非常に手探りで実はありまして、確立したものがない中で、まずは現場に出ていこうということでございます。そういった中でこの少し提案制度についても研究させていただきながら、どういった形が制度として、有効なのかというものを考えていきたいなと思っておりますので、その検討の中の１つとして、これについても少し研究させていただきたいなというふうに思います。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　では、次に行きたいと思います。３点目ですけれども、この項では、先ほどからもあるように駅前の開発やさざなみホール、それからMIZUBEステーション

などハード面を中心に述べられております。そしてソフト面については、今お話ししていたように、より多くの市民の方に関わってもらいたいというようなことがあるんですけれども、今までのこのやり方といいますか、行政とこうしたハードの計画というのはやはり建設がゴールになってしまうようなことが多くて、その後のどう使っていくかというところはまた、そこから考えようみたいな、割とそういうことが多いのかなというふうに思っております。

そうではなくて、ソフト面に関してもこのハードをつくる時点からしっかり関わっていただくというか、そういう必要があると思いますが、その点の工夫等、何か、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　このハードをつくる前のソフトの面の視点でございますけども、例えばさざなみホールの利活用につきましては、まず、その目的でありますとか、目指す姿というものをつくる場合に明確にいたしまして、実際に施設を利用する市民の皆様が自分事として、その活用のイメージをしていただく必要があるんじゃないかなと。ちょうどMIZUBEステーションのワークショップをやりました、あれはもう市民一人ひとりがその出来上がった後のMIZUBEステーションをイメージしながら、こんな形がいいというような意見が出たかと思いますけども、それは１つの事例でございまして、この建物のハードの整備後のイメージをしながら逆算して、それを実現するためにはこういうハードが必要だというような、そんなことが出てくるような、市民参加の形というものを意識して進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　今おっしゃったように、そこのどういう価値を生み出していくかというところからしっかり議論していくのが共創だと考えております。協働というのは、手法といいますか、一緒にやるのが協働。ともにそのゴールを見据えて価値をつくっていくことが共創というところで、非常にこれ、時間がかかりますし、手間もかかりますが、今のお話を聞いていくと、さざなみホールにしても、これからつくっていく、いろいろな、新しいこれから野洲の顔をつくっていくわけですけれども、そこにおいてはしっかり時間をかけて腰を据えて、やっていくという覚悟で取り組まれるということでよろしいでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　この市民参画型の検討につきましても、本当にどれだけ時間をかけるのかというもの、これ、事業によってまちまちだと思っております。じっくり時間をかけて、練り上げるような事業もあれば、一定そこまでできない、制約の中でやらなければならない部分もあるかと思いますので、そこはケース・バイ・ケースにはなりますけども、許す限り、しっかりと意見の対話を繰り返すというような、それをできるだけできるような形で進めたいという思いを持って検討したいというふうに思っております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　承知しました。ただこの進めていく中で、僕は１点思うのは、しっかり市も弱みを見せていただきたいなと思います。何でもかんでも答えを知っているわけではないのは当然ですし、むしろ市が答えを持ってきたら、市民は絶対文句を言います。これ、僕は前、勉強させていただいた相模原市の西原市長がおっしゃっていたんですけれども、市で計画立ててええんやったらすぐにでも持ってきますよと。でもそれだったら、それでいいんですかという話で、結局、ここに住んでいる人たちがどんな野洲をつくりたいかというこの意見を醸成していくことが非常に大事で、それに対してはやっぱり、しっかり時間をかけてやってほしいなと思いますし、その弱みも見せつつ、みんなでつくっていくというその共創の何を価値とするのかという、そこの目標をしっかり設定するというのが大事だと思いますが、その点を踏まえてやっていただきたいなと思うんですが、そこいかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　弱みというものは、言い換えれば、正しい情報だと思っております。また、それは情報というものは制約でありましたりとか、そういうことだと思っておりますので、その辺も共有しながらどこまでが許される範囲での検討なのかということ、市民と行政しっかりと共有しながら、議論をしていく必要があるというふうに思っております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　それでは、次に行きたいと思います。

４点目、高齢者にも安心・安全で楽しいまちの項におきましては、市民の行動変容を促す取り組みを進め、社会参加を促進させるとあります。これは先日までの一般質問でも何名か究明しておりましたけれども、ここの施策についてどのように実現していくのかということです。健康ポイント制度ということをお答えされておりましたので、そういう答え、まず、じゃ答えてもらったほうがいいかな。そこを説明していただけたらと思います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　この市民の社会参加を促進させるための施策についてのご質問でございます。これも公明党さんの代表質問でもお答えさせていただきましたが、少し重複しますが、ご説明させていただきたいと思います。

まず、この高齢者にも安全・安心で楽しいまちづくりのためには、地域住民の方が健康づくりに参加し、コミュニティ活動やボランティア活動を通じまして、支え合いながら健康な環境を築く取り組みが重要であります。住民主体の活動によりまして、健康意識の向上や予防意識の醸成が図られ、高齢者の介護予防や社会参加の促進が実現され、健康問題に対処できると考えております。

具体的な取り組みといたしましては、介護保険の総合事業であります短期集中予防サービスの充実、住民主体の通いの場の拡充に重点を置いております。

短期集中予防サービスでは、高齢者の機能回復を図るために、運動プログラムや栄養指導、口腔ケアを提供します。高齢者が健康に関する知識を身につけていただいて、自らの健康管理積極的に取り組むきっかけづくりに大きく寄与するものと、これについても考えているところであります。

また、住民主体の通いの場の拡充ということで申し上げますと、地域で様々な活動を通じまして、人とのつながりを深め、生活の楽しみ、やりがいを見つける機会を提供する必要があるというふうに思っております。また、生活環境の調整でありましたり、地域の中に生きがいや役割を持って生活できる、いわゆる居場所と出番づくりが必要でありまして、これらがあることで、明るく活気に満ちた元気な高齢者が増えるものと考えているところであります。

また、先ほど田中議員もおっしゃいましたけども、行動変容を促す取り組みとして、新たに健康ポイント制度も、今、事務方のほうと協議をさせていただいているというような状況でございます。

こういった種々の施策を通じまして、市民の皆様の行動変容を促す取り組みを重層的に取り組んでいきたい。これによりまして、社会参加の促進を図りたい、このように考えております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　健康ポイント以外にも重層的に、主に健康をメインとして、やりがい、つながりをつくっていくということでしたけれども、この健康ポイント制度は、代

表質問でお答えになられたんですけれども、これ今年度予算にはついていませんよね。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　お答えいたします。健康ポイント制度は少しちょっと事業のつくり込みを図りたいと思っておりまして、当初予算には時間的に間に合いませんでした。もう少し、どう言ったらいいんですか、県のＢＩＷＡ―ＴＥＫＵというアプリを使うんですが、単純にこれを使うだけじゃなくてもう少し野洲オリジナルに運用できないかということで、健康福祉部を中心に議論をさせていただいておりまして、というような形で当初予算には計上、今できてないという状況でございます。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　分かりました。よかったというか、これ、非常にポイント制度というのは、目に見えるといいますか、割と分かりやすい制度で、非常にモチベーションにつながりやすいのかなとは思います。なので、今回、健康福祉部を中心に設計していただいているということなんですけれども、これは高齢者だけではなくて、例えば、環境だったらエコポイントですかね、そこのポイントもありますし、何かまちづくり全体、政策調整部が所管するような、このまちづくり全体といかに高齢者の健康とやりがい、つながりというのがつなげていけるかというのが非常に面白いといいますか、やりがいのある取り組みなんじゃないかなと感じておりますので、このポイントによる社会参加を目指すということであれば、年齢を超えた、この社会参画が、つながりが持てるような仕組みをちょっと横断的に、課をまたいで議論していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　この健康ポイント制度と、環境のほうのポイントもございまして、１つにできないかなとか、また、これ、例えば市民活動とか、そっちともつなげられないかなというふうなことは考えましたけども、なかなか独自のシステムを開発すると非常に多額になってまいりますので、まずはこの県のＢＩＷＡ―ＴＥＫＵを使ってできることを始めようというふうに思っております。

　これがうまくいけば、できるだけいろんな活動も評価されるべきだと思っていますので、広げていければいいなということでございますけども、まずはこの健康づくりからスタートして、チャレンジしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　まず、チャレンジするというところでいいのかなと思います。完

璧な制度、いきなりできませんので、やりながらどんどん改善していくことがいいのかなと思います。

次、５点目に行きたいと思います。市民、民間の力を最大限に生かすまちにおいては市民の中に積極的に入り、課題を共有し声を拾い、ともに汗をかくとありますが、市や市役所職員は、住民参画のまちづくりにおいてどのような動きを取るイメージをしておられるのか。これは市職員がどのように動いたらいいのかという判断基準にもなると思いますので、お答えください。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　この市や市役所の職員が、住民参加のまちづくりにおいてどのような動きを取るのかというところでございます。

まず、組織的には代表質問でもお答えさせていただいた内容になりますが、市民満足度をはかることや、私自らが市内各団体でありましたり事業所等の集会、会議に出向きまして、対応します。また、一方で職員につきましても、できる限り、地域に出向いて対応していくというようなことをお願いしたいなと思っております。

今は必要に応じて、しっかり出てはいますけども、少し、もう少し積極的に、新しい事業をつくるに際しては、十分に市民の意見を聞いて、この企画ができるようにやっていきたいなということで、事あるごとに私も各職員にはそれはお願いをし、促していきたいなというふうに思っております。

このことが各施策におきます迅速化、そして、市民参加型のまちづくりにつながるというふうに考えております。

また、先ほども申し上げましたが、MIZUBEステーションの取り組みにつきましては、庁内の若手がワークショップ等もしておりまして、１つのいい事例になっておりますので、こういったものも庁内でも議論をし、そして、その議論をするというような取り組みを今度は外のほうでもやっていけていただけるように、私としてもいろんな形で声をかけていきたいなというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　市長も何年か前までは野洲の、この市役所の中で働いておられたので、実際にそうやって職員が外に出て関わりを持っていくと、結構時間と労力がかかると思いますが、そこの余力といいますか、そういったものがないと多分なかなか難しいのかな。それは組織的につくっていけるのか、仕組み、システムでつくるのか、その辺の工

夫というのは、同時に考えていかないといけないと思いますが、そこはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　お答えします。非常に難しい問題で、私も市役所にいたとき、行革をしておりました。そのときに、できるだけ職員が市役所にいるのではなくて外に出ていけるように、どうすればいいのかということ相当悩みました。そのときに、当時ではありますけども、考えたのは１つ、できるだけ業務を外注化して、その空いた時間で現場に出るようなことができないかということも考えました。

また、できるだけそのＩＣＴでありますとか、ＤＸを推進して省力化を図って、その分、地域に出ていければ、職員が地域と交わることができるということで提案をさせていただきました。そのときから、今まであまり日はたってはいませんけども、なかなかそれだけでは難しいということも見えてきました。といいますのも、なかなか職員の確保が、ただでさえできないという中で、それをＤＸを進めても、直ちに人が、時間が生まれないというようなところもありまして、非常に悩ましいところではあるんですけども、さらにそういうＤＸでありますとかそういうところを駆使して、できるだけ時間をつくって出ていっていただけるような職場の環境をつくるのが私の役割でもあると思っておりますので、その辺ももう少し考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　課題として今持っておられるということで、引き続き取り組まれるということだと思います。話を今まで聞いていると、やっぱり聞いて考える、いっぱい聞くというのは非常に大切な、もちろん大切なことではあるんですけれども、全て市長であったり、職員が全てを聞いて、全てそこから考えて、全て職員が準備していって、住民はそこから選ぶみたいな、そういうのって本当にどこまで人がいても足りないというか、リソースが恐らく不足していくだろうということは予測できます。

そうなってくると、やっぱり必要なのは、住民間でいかに自走できる、そういったいろんな取り組みの主体をつくっていけるかだと思うんです。それが自治会、自治会もその１つであるでしょうし、それこそ今の若者とかだと、いろんなテーマ別のコミュニティであったりとか、そういったいろんなところが、自走しながら、そしてそれをしっかり市が伴走したり、バックアップしていけるというような関係がいいのではないかなというふうに私は思いますし、そうじゃないとちょっとリソースが足らなくなるし、外注するにしても

お金もかかりますし、その発想の転換というか、全部市が用意するんじゃないんですよということを出していかないと、多分やろうとしていることがなかなか形になっていかない。それを市職員にもしっかりと浸透させていく必要があると思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それに関して、私も理解をさせていただいております。確かにこの民間団体、民間レベルの団体でありますとかそういった活動で、本当に地域で、本来でしたら行政がやってもいいようなことも自主的にやっていただいているところもありますし、もう少し何らかの支援をすれば、一定役割を担っていただけるような団体もあると思います。

　そういった活動団体の支援、育成というとちょっと少しおこがましいですが、行政としてそこをしっかりと伴走型で支援することで、田中議員の言葉を借りますと、自走して役割を果たしていただけると。新しい公共という言葉もありますが、何もかも行政だけではなくて、住民からもまた、新しい社会の担い手をつくっていくという部分は非常に大事だと思っておりますので、そういった視点もしっかりと持って、このまちづくり進めていく必要あると、今いろんなお言葉をいただいて、認識をさせていただきました。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　それを踏まえて、次、６点目に行きたいと思います。また、野洲市のまちづくりの方向性は総合計画においてつくられているわけですけれども、多様な人々と自然が調和した個性輝く虹のまちというふうになっております。これを形骸化させないためにも、令和８年３月をもって前期計画が満了することを踏まえて、この検証や、また市民を含めた対話ワークショップなど、これ、いろんなハード面の整備もある中でさらにこの総合計画というのも、同時に進めていかなければならない。ある意味、総合計画に基づいてつくっていくわけですから、連動していくものになるのかなと思うんですけど、その必要性をどのようにお考えかということをお伺いします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　この総合計画の検証でありますとか、市民も含めた対話等の必要性についてご説明したいと思っております。少し正確に申し上げる部分もございます。例えば、例えばといいますか、第２次野洲市総合計画につきましては、この令和７年度に、前期基本計画が終了を迎えることになりますことから、今月の末から公募委員を始めまして、

各種団体等約３０名の委員から構成する、総合計画審議会を立ち上げさせていただきまして、審議会での審議を中心に、令和８年度から令和１２年度までの５年間のまちづくりの指針として、後期の基本計画の策定作業を進めてまいるところであります。

この計画の策定に当たりましては、もちろん幅広く市民の皆様のご意見を伺いながら進めていく予定ではございますが、ただ、後期基本計画、あくまで前期基本計画をベースに策定する予定というところになっております。しかし、この次期の総合計画策定の際には、ワークショップなどの対話型の手法をぜひ、積極的に取り入れていきたいというふうに考えておりますので、そういったものも視野に入れて市民参画を促すということを実践していきたいというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　そうですね、総合計画はまちづくりのロードマップみたいなものなんですけれども、これ、昔、東郷議員がよく質疑されたと思うんですけれども、やっぱり総合計画と市長のやろうとしているその政策がやっぱりマッチしてないことが、時期のずれとかであったりもするんです。本当は総合計画が上位なんですけれども、やはりこの制度上どうしてもやっぱり市長の考えによって変わる部分も否めないということで、こうした改定というか、検証して、後期、前期で分けられて、ある意味再スタートしていくという時点で、そこはしっかりと反映されたほうがいいのかなというふうにも思いますし、その前提条件が変わっている場合ですけど、その前提条件を踏まえてしっかりつくっていくということは当然やっていかれると思うんですが、そこは大丈夫でしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　総合計画は非常に、どういったらいいでしょうか、方向性としては間違ったことは書いてはいませんので、恐らく私が言っていることも今の総合計画にある意味包含されるというふうには思っております。ただ、表現の仕方でありますとか、ツールの部分ですよね。具体の手法については、その時々の政策的な判断もありますので、そこはしっかりと入れていきたいというふうに思っております。

ただ、本当に大きな部分で、自分の考えと現状と合わない部分については、しっかりと議論をして、いいところに落とし込みたいなというふうに思っております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　今回は前期、後期ということで、そんなに、何て言うんですかね、市民を巻き込んだアンケートとかワークショップとかを数こなすということではない

という認識でよろしいですか。

○議長（山本　剛）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志）　今回議員おっしゃっていただきましたように、後期の計画をつくっていくという立てつけになっておりますので、今、市長申し上げましたように、後期の中での施策事業を中心に形成していくということになりますので、ワークショップというような形ではなしに、いろんな、例えばアンケートですとか、総合的なご意見を踏まえながら、総合計画審議会の中でご議論をいただくと。それをまた市民の皆さんにお示しをする中で、パブリックコメント等でご意見を頂戴するというような考え方を持って立てつけとして進めていきたいなというふうに思っております。

　以上でございます。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　分かりました。今までのちょっと対話を含めて、ちょっと戻る部分もあるんですけど、こういう大きい計画とかに関しても、やっぱり置いてけぼりにされる人ができるだけ出ないようにしたほうがいいと思うんです。例えば、先ほど言ったように若者にもそういう関わりしろ、それがアンケートなのか、どういう形になるか分かりませんが、やはりみんなで決めたんだよということが大事であって、みんな知らんうちに決まっていたということがないように、何かしらの関わりを市民全体でしっかりつくっていくことが、前期、後期ではありますけれども、アンケートを取るんであれば、そういったあらゆる世代の方々から関わりを持てるように工夫していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　少し計画見直しの細かなプロセスの中での、今、ご提案でございますので、明確にこれをしますということ言えないですけども、姿勢としては、私としても市民と一緒にということをずっと言っておりますので、私の思いをしっかりといろんなところでちりばめて、やっていきたい。アンケートを取るにしても今言っていただいたように幅広い世代、できるだけ思いを酌み取るような形でのアンケートを取るなどということでできる限りの工夫はしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　ちなみに、お隣の守山市は今、ちょうど総合計画の策定をされているのか、中学生と市民のアンケートを取られたり、ワークショップ、数こなされておら

れます。その中でちょっと見ていて思ったのが、やはりこういった議論を進めていく中で、このファシリテーターの重要性というのを私は痛感しております。市のいろんな各種会議においても結構進行されているのが、大学教授であったりとか、専門の知見を述べる立場の方がファシリテートをされているということで、結局その方はもう進行メインになって、本当に知見を出してほしいのに進行がメインになってしまうということであったりとか、何かなかなか難しいなというふうに感じております。

いろんなそういう協働とか共創を積極的に取られている市町では、市民ファシリテーター制度や市職員ファシリテーター、それは研修ですね、研修をしっかり研修制度をつくられて、どういうふうにファシリテートしていくかということを学んだ人たちが、しっかりその進行は進行で別でやっていくようなことをされています。

これは社会教育ともつながってくるんですけれども、やっぱりそういったことがあることで、例えば自治会の何か会議であるとか、いろんな諸団体の会議であるとかでも、やっぱり建設的な議論になる確率が少しでも高くなる。例えば参加しても全然話を聞いてもらえへんわとか、声の大きい人だけしゃべってはるわみたいな会議にならないような会議をすることによって住民の参画意識も、行ったらちゃんと言いたいことが言える、聞いてもらえるであるだとか、そういうことも非常に大切かなと思うんですが、そういったことを野洲ではあまりやってないように思います。そういう観点を持って、市職員の教育や市民のそうした講座など開設していくことは非常にいいのではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　ファシリテーターの有効性は理解をしております。現在も市の職員でも様々な形の研修がありまして、そのテーマでファシリテーターの研修もたしかあったかと思っておりまして、必要に応じて参加をさせていただいておりますけども、これから私が言ってるように、いろんな市民の声を聞いてまちづくりを進めているというふうに言っておりますので、より積極的に参加をして、特定の部局だけでなくて、あらゆる部局のほうで当然、ファシリテーターの研修を受けた職員がいるような状態を目指して、そういった研修の参加を促していきたいなというふうに思っております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　では、次、それを踏まえて７点目に行きたいと思います。隣の守山市、さっきから守山市ばっかり言うてますけれども、村田製作所さんがつくられたイノ

ベーションセンターとかありまして、そういった滋賀県のスタートアップの拠点として様々な取り組みを進められております。私も何回か出席をさせてもらっております。そういった意味で、すごくリードして走っていただいているということだと思うんですが、そんな中で、ある意味野洲市においては、ある意味そういったジャンルは任せておくというか、むしろ乗っかっていったほうがいいんじゃないかなと私は思います。要は、先ほど言ったように地域共通資本として、お隣なわけですから、距離的には同じ市であってもおかしくないぐらいの圏域にいる中で、そうやってよその市がやっていることに、うまくコミュニケーションを取って乗っかっていくということが非常に大切かなと思います。こういったものに対して、他市、守山だけじゃなくて他でも先進的なことをやっているとこあると思うんですが、ちゃんとそこと情報交換や連携が市として取れているのかどうかということを伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、スタートアップに係ります守山市との情報交換であったり、連携についてのご質問についてお答えしたいというふうに思います。おっしゃるとおり守山市では、地方創生の柱としまして、起業家の集まるまちとして、その実現を目指して商工会議所や企画運営会社と連携されまして、起業創業の支援、アップストリームデイイベント、中高生プレゼンなどを開催されておられまして、次世代を支える若い世代の起業家教育、起業家及び企業との協業による官民連携による地域や社会の課題解決に取り組んでおられるということでございます。

これは森中守山市長が滋賀県の商工観光労働部長の時代に、県の産業振興ビジョンの１つとして、実証実験のフィールド滋賀を打ち出されているということで、それを踏まえて、市長就任を機に、実証実験のフィールドを守山として、昨年度には官民連携プロジェクトの事業など、起業創業スタートアップ支援に取り組まれているということは認識をしておるところでございます。

一方、本市との関わりでございますけども、現在のところ、守山市とは情報交換、この件に関しまして、情報交換でありますとか連携を図っているということはございません。スタートアップというものに同じように、守山がやっているから野洲でもということは今議論として起きておりませんし、それは隣の取り組みとして今、注視をしているような状況としては、になっております。ただ、この地域の課題をともに、行政だけでなくて多様な主体によって検討していく、ともに解決していくというコンセプトにつきましては、注目す

べきだというふうに思っておりますので、今後とも連携できるとこあればしていきたい、このように考えております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　私も野洲が同じようにしろと言っているわけではなくて、せっかく周りにいいものがあるならば、できる限りそこの、何ですかね、共通で使わせて、使うには使うなりの礼儀もあるでしょうし、やりようはあるとは思うんですけれども、このリビングラボさんも、村田の理想の未来社会を共創していくために湖南地域からというふうに書かれているんです。なので、別に守山に限定してやろうと言ってはるわけでもないですし、村田さん自体は野洲にも大きな工場を持っておられるわけですから、そこのコミュニケーションを、やっぱり一緒に使っていこう、一緒にやっていこうとなると、やっぱり価値を共有するであったりとか、自治体間の共創ですよね。争うほうじゃなくて一緒につくっていくというような視点を持って、あらゆる可能性を、特に市民の福祉につながる、市内の企業のプラスにつながるようなことができないかという視点は常に持っていなければいけないかなと思うので、そこは野洲市だけでとどまるのではなくて、県だけにとどまるんじゃなくて、その隣の自治体ともしっかりコミュニケーションを取っていってほしいと思いますが、そこはこれに限らずですけれども、先ほども言いましたけれども、やっぱり市長も含めて、その気持ち的なもんだと思うんです。そういう発想、選択肢がないと取りに行こうと思わないし、興味を持てないと思うので、そういう観点をしっかり入れてもらいたいなと思いますが、見解を求めます。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　確かにこのまちを発展させるためには、このまちの中の資源だけでは厳しいものがあります。様々な技術、そして様々な知識、情報こういったものは当然、独占するべきものでもないと思っておりますので、それぞれの地域のものを共有して、ともに発展していくことは重要だと思っております。確かに本市でも高専ができますけども、これは野洲だけの高専ではありませんし、他市も当然ここを活用して発展を目指してくるわけでありまして、それはもうお互いさまだと思っておりますので、必要なものがあればぜひともお借りしながら、ともに発展するような形で進めていきたいと、このように考えております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　それでは、次、８点目に行きたいと思います。また、市民、民間

の力を生かすというところにおいては、野洲において、上場とか、守山のように大きなビジネスというよりかは、小商いとか自己実現というような、多種多様な方が自己実現できる場を創出、支援していくとよいのではないかなと考えております。

我々がやっていた満月マルシェのように、ちっちゃいところから始めて大きくなることも多々ありますし、湖岸駅前はもちろんのこと、このインターネットでつながったご時世においては、どこにおいてもいろんな可能性があるということは考えられると思います。地域の集落の継続や、活性化、それから、現在はまだ顕在化してきておりませんが、これから出てくるであろう空き家、特定空き家とかではなくて、本当に住む人がいないけれども市場に出てこないような空き家であったり、そういった課題を考えても、やはり小さいけれど魅力のあるお店や会社等がたくさんあるまちというのは非常に魅力的なまちではないかなと思います。

ただ、そうしたまちづくりには、都市計画法をはじめ様々な制限がありますので、そこをいかに柔軟にしていけるか、本当に市の実情や市民の皆さんの希望、希望というか、どういうふうに自己実現、生きがいとかやりがい、先ほど言ったようなつながりも含めて、どういうふうに実現していくかということは、市の手腕が問われる部分ではないかなと思います。

商工会の創業塾でやっているというようなことをよく言うんですけれども、これはどこのまちでもやっていますので、やっぱりもう一歩先を見据えた地域振興、地域経済の施策が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　もう一歩先を見た地域振興、地域経済の施策についてということのご質問にお答えしたいと思っております。

まず、議員のおっしゃるように、本市には上場企業なども立地、多くしてございますけども、主には中小企業、とりわけ小規模事業者が多く存在するまちであるというふうに考えて、認識しております。そういった地域の特性を踏まえまして、現状の取り組みといたしましては、新たな事業の創出と産業振興を図るために、野洲市の特定創業支援事業として、商工会主催による創業塾を開催しているというような状況でございます。

この創業塾でございますけども、この修了後の創業者を支援するために、令和３年度に創設しましたこの野洲市創業支援補助金を助成して、現在延べ２１社に対して支援をしているということでございまして、引き続きこれについては支援を続けていきたいというふ

うに思っております。

それで、議員のおっしゃっております、もう一歩先を見た地域振興、それから地域経済の施策は必要であるというご意見につきましては、この一歩先という部分を田中議員と私が同じ一歩先、その同じものではないかもしれませんけども、ただ、これは言い換えれば、その時代を踏まえたといいますか、その部分を、今の、あるいは今後の時代を見据えたもので、そういったものの地域振興を考えていくべきではないかという部分につきましては、私も同感であります。施政方針の中で、この社会の状況の変化でありますとかニーズや価値観、ライフスタイルの変化、こういったことも非常に流動的に変わっている中で、それを捉えた地域の振興というものは私も述べさせていただきましたけども、それと地域振興、経済の振興というものを十分に同じような話になるのではないかなというふうに思っております。

そういうことでありますので、この地域の活性化させるためには、これまでの既存の枠組みにとらわれることなく、この産業の振興というものを図っていく必要があるのではないかなというふうに思っておるところでありまして、田中議員がおっしゃるような小商いという部分も含めまして、当然、検討して、地域の経済活性化なんかにも取り組んでいく必要があるのではないかというふうに考えているところであります。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　既存の枠組みにとらわれない、これから検討が必要だということをいただきましたけれども、これはやはり、今まで魅力という話についてもやっぱり市民、民間の力を活かすというと、何か活かせて市民、市をつくっていきますというよりかは、市民や民間が生きている状態というか、活躍してもらっている状態というのもすごく魅力的だと思うんです。

そうなるために、いろんな仕組みをサポートしていくということが大切かと思いますけれども、これは提案にはなるんですが、今まで前段から調整区域、市街化区域の話が多数出ていましたけれども、枠組みがある中でもできることというのはいろいろありまして、例えば、国交省が出している空家等活用促進区域というこのガイドラインが出ているんですけれども、こういう枠組みがございます。これは、この仕組みのいいところは市町村が実情に応じて柔軟にこの区域を設定することが可能だということです。そして、これの空き家の使い方とか、どういうのを認めるかというのも、これまた、市が柔軟につくることができます。この既存ストックの不動産を活用していくということであったり、この地域

を活かしていくということであってもこれは非常に使える制度なのかなというふうにも考えておりますし、この調整区域の活用という、特に中主の各集落であるとか、要は調整区域、調整区域についても、ポテンシャルは、そんなに、はっきり言って駅前とか市街化区域と変わらないというこの実情を踏まえて考えていけるのではないかなというふうに思っておりますが、このガイドラインに及ぶ制度を活用できるんじゃないかと思いますが、その辺お考えはいかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　この空家等活用促進区域の設定の部分でございますけども、私もこれ初めてお聞きさせていただきまして、急遽事務方のほうにも、この制度について分かる範囲で整理をさせていただきました。多分この議論を聞いてくださっている市民の皆様もご存じないと思いますので、少し簡単に説明もしながらご答弁させていただきたいと思います。

この空家等活用促進区域の設定に係るガイドラインというものがございますが、この空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律、これにあわせまして、令和５年の１２月に国土交通省が作成されたということでございます。概要といたしましては、市区町村が重点的に空き家等の活用を図るエリア、これを空家等活用促進区域ということ、これを市町村が定めます。この区域内の空き家等の所有者等への要請、それから規制の合理化等の措置をすることが可能になると。少し難しい言葉になりますが、ということでございます。

具体的に申し上げますと、中心市街地の活性化でありますとか、観光振興を図るような区域におきまして、古い空き家等を活用する、その上で、建築基準法等の規制がネックとなっているようなケースがあるということで、接道の規制でありましたり、用途規制の合理化をすることが、用途規制の変更等することが可能になるという制度でございます。

当市、野洲市におきましては、商業中心地等におきまして空き家、空き店舗が増加し、中心地としての活力、にぎわいが低下している地域、あるいは移住、定住人口の増加を図りたいものの移住者の交流場所や就業機能、受皿となる住宅が不足している等の大きな課題のある、そんな地域は見当たらないということで、現在はこの空家等活用促進区域の検討はしておりません。

この区域適用の照会は県からもございましたけども、特にこの制度を適用して、課題解決を図らなければならない地域はないという判断を一旦させていただいておりまして、県

のほうには現在のところは該当がないという判断をしている報告をしているということでございます。

ただ、この空き家の件数がさらにこの地域で増えて、市の政策の課題としてこの空き家等を活用することが有効な選択肢と判断されるその状況になれば、当然この空家等活用促進区域の適用活用についても検討していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　その重大な、何かやらなければならない理由はあるかと言われると、その重大というのがどういうことなのかというのはなかなか難しいんですけれども、結局地域課題を考えたときに、今まで調整区域の話等々も多々出てきましたけれども、そこにどんどん人が減っていく、要は産業がないから当然減っていきますよね。そういうことを広く捉えて、この制度割と柔軟な運用がされているようにも見えますので、ぜひ今後、一概にお題目に書いてある使い方というか、名目上一番トップに書いてある使い方以外の使い方というのがいろいろ検討できる余地があると思いますので、ぜひ研究をしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　お答えいたします。今、市の見解といいますか、今日現在までの市の整理を述べさせていただきましたけども、制度というものは使おうとするかどうかによってがらっと変わりますので、恐らく担当課も、そこまでの課題が認識してない状況であるならば、たちまち新しいこの制度に踏み込む必要はないと判断したかもしれません。

これをまた、改めて地域の課題を解決するための手法として、これを用いるかどうかという視点でもさらに見て、これをぜひ地域の経済そして社会の解決のために必要ということであるならばぜひこれを使って、課題を解決していきたいなというふうに思っておりますので、また、違った見方で、この制度の活用の是非については、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山本　剛）　田中議員。

○３番（田中陽介議員）　では最後に、この市民、民間の力を生かすというテーマにおきまして、先ほども言ったんですけれども、市長がトップに立ってずっと動き回ってやっていくというまちではなくて、やはり市民が、１人が１００やるんじゃなくて、市民１００いたらそれがみんなそれぞれ力を出し合って、１ずつでも２ずつでもいいですから、それでまちをつくっていく、要はみんなが自分事としてまちに関わっていけるようなまちづくり

が、今、櫻本市長がおっしゃっているこの内容をやっていくには必要かなと思いますし、そういう意識を共有できたらなと思うんですが、この聞いておられる市民の皆さんや、職員の皆さんに対するメッセージとしてそのあたりを最後お伺いしたいと思います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　私１人では何もできませんので、もうずっと私は市民と一緒に野洲の未来をつくりたいと言ってきております。ぜひ、ここの市民というものは、本当にこの市役所にいない市民もそうですし、この市役所の職員、そして議員の皆さんもそうなんですけども、ぜひ一緒に、その発展のために取り組んでいきたいと思っておりますので、この心１つにして、私１人だけじゃなくてみんなでつくり上げたいというふうなことを思っておりますので、ぜひ協力をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（山本　剛）　お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本　剛）　ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明７日は午前９時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。（午後４時２８分　延会）

野洲市議会会議規則第１２７条の規定により下記に署名する。

令和７年３月６日

野洲市議会議長　　山　本　　剛

署　名　議　員　　鈴　木　市　朗

署　名　議　員　　山　﨑　有　子